

資料編

令和 4 年 3 月

神川町防災会議

目次

[防災組織・協力機関]	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○神川町防災会議委員	4
[災害危険箇所]	5
○土石流危険溪流箇所一覧	5
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	6
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	7
○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧	7
○土砂災害警戒区域内にある公共施設一覧	9
○地すべり危険箇所一覧	10
○砂防指定地一覧	10
○防災重点ため池一覧	10
○重要水防箇所一覧（神流川）	10
○山地災害危険地区一覧	11
○神川町ハザードマップ	13
○火山ハザードマップ等	33
[救援施設・備蓄等]	34
○避難所・避難場所一覧	34
○医療機関一覧	35
○防災用物資等の備蓄状況	36
○要配慮者利用施設一覧	38
[消防関係]	40
○消防団の組織概要	40
[輸送関係]	41
○ヘリポート一覧	41
○県指定緊急輸送道路一覧	41
○異常気象時の県道の通行規制	41
[条例等]	42
○神川町防災会議条例	42
○神川町災害対策本部条例	43
[協定等]	44

[その他]	141
○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表.....	141
○被害報告判定基準	147
○町内危険物施設の状況	151
○文化財一覧	152
○神川町内の断層線	153
○東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	154
○各種基準	165
[様式]	167
○緊急通行車両等確認様式	167
○市町村行政機能チェックリスト	171
○罹災証明書	173
○被害報告様式	175

[防災組織・協力機関]

○防災関係機関連絡先一覧

1 県

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部危機管理課（危機管理担当）	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8131
危機管理防災部災害対策課（災害対策担当）	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
北部地域振興センター	熊谷市末広 3-9-1	048-524-1110
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
寄居林業事務所	寄居町寄居 1587-1	048-581-0123
本庄農林振興センター	本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6156
北部教育事務所	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2818
北部福祉事務所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-0101
本庄保健所	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481

2 警察

機関名	所在地	電話番号
児玉警察署	本庄市児玉町児玉 1470-1	0495-72-0110
丹荘駐在所	神川町大字関口 110-1	0495-77-3505
青柳駐在所	神川町大字二ノ宮 79-3	0495-77-4042
渡瀬駐在所	神川町大字渡瀬 863-1	0274-52-3261
神泉駐在所	神川町大字下阿久原 917-2	0274-52-4789

3 消防

機関名	所在地	電話番号
児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田 904-3	0495-24-0119
神川分署	神川町大字新里 396-1	0495-77-2086
神泉分署	神川町大字下阿久原 879-2	0274-52-3409
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(下記参照)

【消防庁連絡先】

回線種別		平日（9：30～18：15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
N T T回線	電話番号	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話番号	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話番号	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

4 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東財務局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-1111
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711
関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0600
関東森林管理局埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 491-1	0494-23-1260
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘 2154-2	048-624-1835
東京航空局東京空港事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3000
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
関東地方整備局高崎河川国道事務所	群馬県高崎市栄町 6-41	027-345-6000
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911
熊谷公共職業安定所	熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所	神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746
関東地方測量部	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2051
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	東京都江東区青海 2-7-11	03-5564-1118
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0516
北関東防衛局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1800

5 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊（大宮）	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241
陸上自衛隊第 1 師団司令部（練馬）	東京都練馬区北町 4-1-1	03-3933-1161
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	狭山市稲荷山 2-3	04-2953-6131
海上自衛隊横須賀地方総監部（横須賀）	神奈川県横須賀市西逸見町 1	046-822-3500

6 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵政株式会社児玉郵便局	本庄市児玉町児玉 330-7	0495-72-0160
日本郵政株式会社青柳郵便局	神川町大字二ノ宮 71-5	0495-77-2890
日本郵政株式会社丹荘郵便局	神川町大字関口 138-7	0495-77-2891
日本郵政株式会社渡瀬郵便局	神川町大字渡瀬 633-21	0274-52-3502
日本郵政株式会社阿久原簡易郵便局	神川町大字下阿久原 816-2	0274-52-3271
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	群馬県高崎市栄町 6-26	027-320-7111
東日本電信電話株式会社埼玉支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
東日本電信電話株式会社群馬支店	群馬県高崎市高松町 3	027-326-0646
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心 11-1	048-600-5101
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	群馬県高崎市高松町 13	027-393-6304
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	熊谷市筑波 1-113	048-538-5009
東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	群馬県高崎市宮元町 1-2	(平日) 027-377-8205 (夜間・休祭日) 027-377-8245
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
日本通運株式会社埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	048-822-1111

7 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
朝日自動車株式会社本庄営業所	本庄市小島 1-3-1	0495-21-7703
九郷阿保領用土地改良区	神川町大字新宿 125	0495-77-3501
神川町土地改良区	神川町大字植竹 909	0495-77-0703
株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
株式会社エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部	本庄市日の出 3-6-50	0495-23-3323
一般社団法人埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部	本庄市今井 1110-6	0495-24-3831

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
埼玉ひびきの農業協同組合神川支店	神川町大字関口 83-1	0495-77-2401
埼玉県中央部森林組合こだま支所	神川町大字下阿久原 187-2	0274-52-2266
神川町商工会	神川町大字植竹 900-4	0495-77-3181
一般社団法人本庄市児玉郡医師会	本庄市小島 6-8-8	0495-21-3511
一般社団法人本庄市児玉郡歯科医師会	本庄市柏 1-3-4 B106	0495-24-2393
神川町社会福祉協議会	神川町大字関口 90	0495-74-1188
児玉郡市広域市町村圏組合 小山川クリーンセンター	本庄市東五十子 151-1	0495-22-8200
児玉郡市広域市町村圏組合 利根グリーンセンター	本庄市新井 1029-1	0495-22-2097
児玉郡市広域市町村圏組合 こだま聖苑	美里町大字木部 537-4	0495-76-1881

○神川町防災会議委員

1 会長

機関名	職名
会長	神川町長

2 委員

区分		機関名
1号委員	行政機関	国土交通省高崎河川国道事務所
2号委員	県の機関	北部地域振興センター
		本庄県土整備事務所
		寄居林業事務所
3号委員	警察の機関	児玉警察署
4号委員	町の職員	神川町役場
5号委員	教育機関	神川町教育委員会
6号委員	消防機関	消防本部
		消防団
7号委員	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 埼玉支店
		東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社
8号委員	知識経験を有する者	神川町議会
		神川町区長会
		神川町民生委員・児童委員協議会
		神川町商工会女性部

[災害危険箇所]

○土石流危険溪流箇所一覧

令和3年12月末時点

No.	溪流番号	溪流名	溪流所在地	
			大字	字
1	383-I-001	金鑽沢	二ノ宮	金鑽
2	383-I-002	山王沢	新宿	本郷
3	383-I-003	不動沢	新宿	本郷
4	383-I-004	大門沢	渡瀬	本町
5	383-I-005	大門沢南	渡瀬	仲町
6	383-I-006	渡瀬北沢	渡瀬	仲町
7	383-I-007	渡瀬南沢	渡瀬	仲町
8	384-I-001	幹沢川	下阿久原	幹沢
9	384-I-001	幹沢川1	下阿久原	幹沢
10	384-I-001	幹沢川右1	下阿久原	幹沢
11	384-I-001	幹沢川右2	下阿久原	幹沢
12	384-I-001	幹沢川右3	下阿久原	幹沢
13	384-I-002	坊沢	上阿久原	林
14	384-I-002	坊沢1	上阿久原	林
15	384-I-003	小倉沢	上阿久原	小倉・中居
16	384-I-003	小倉沢1	上阿久原	小倉・中居
17	384-I-004	中沢	上阿久原	日向・寺内
18	384-I-005	高牛川支溪	矢納	松ノ平
19	384-I-006	加古山沢	矢納	加古山
20	384-I-007	鳥羽沢	矢納	上鳥羽
21	383-II-001	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽
22	383-II-002	稻荷の沢	渡瀬	上町
23	384-II-001	桜木沢北	下阿久原	桜城
24	384-II-002	桜木沢南	下阿久原	桜城
25	384-II-003	池尻沢	下阿久原	池尻
26	384-II-003	池尻沢1	下阿久原	池尻
27	384-II-003	池尻沢右1	下阿久原	池尻
28	384-II-004	鳥羽沢支溪1	矢納	上鳥羽
29	384-II-004	鳥羽沢支溪2	矢納	上鳥羽
30	384-II-005	浜の谷沢	上阿久原	浜の谷
31	384-II-006	高牛川	矢納	松ノ平
32	384-II-007	高牛川支溪西	矢納	高牛
33	384-II-008	高牛川支溪北	矢納	高牛
34	384-II-009	下宇那室川	矢納	満所
35	384-II-010	下鳥羽川	矢納	下鳥羽

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

令和3年12月末時点

No.	箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工
			大字	字	
1	11107-I-0418	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
2	11107-I-0418	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
3	11107-I-0418	住居野-3	上阿久原	住居野	自然
4	11107-I-0419	高牛	矢納	高牛	自然
5	11107-I-0420	加古山	矢納	加古山	自然
6	11107-I-0421	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	自然
7	11107-I-0421	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	自然
8	11107-I-0422	手津久	矢納	手津久	自然
9	11107-I-0423	寺内	上阿久原	寺内	自然
10	11107-I-0524	桜城-1	下阿久原	桜城	自然
11	11107-I-0524	桜城-2	下阿久原	桜城	自然
12	11107-I-0525	満所-1	矢納	満所	自然
13	11107-I-0525	満所-2	矢納	満所	自然
14	11107-II-0090	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	自然
15	11107-II-0092	平-2	下阿久原	平	自然
16	11107-II-0093	平-3	下阿久原	平	自然
17	11107-II-0094	寺内	上阿久原	寺内	自然
18	11107-II-0095	住居野-1	上阿久原	住居野	自然
19	11107-II-0095	住居野-2	上阿久原	住居野	自然
20	11107-II-0096	本郷	新宿	本郷	自然
21	11107-II-0097	池田	池田	西谷	自然
22	11107-II-0098	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
23	11107-II-0099	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然
24	11107-II-0100	渡瀬-3	渡瀬	上町	自然
25	11107-II-0101	渡瀬-4	渡瀬	本町	自然
26	11107-II-0102	渡瀬-5	渡瀬	本町	自然
27	11107-II-0104	金鑽-1	渡瀬	本町	自然
28	11107-II-0105	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	自然
29	11107-II-0106	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	自然
30	11107-II-0107	渡瀬	渡瀬	上町	自然
31	11107-II-0109	宮本-2	矢納	宮本	自然
32	11107-II-0110	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	自然
33	11107-II-0111	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	自然
34	11107-III-0066	新宿-1	渡瀬	仲町	自然
35	11107-III-0067	峰岸-1	新宿	峰岸	人工
36	11107-III-0068	峰岸-2	新宿	峰岸	人工
37	11107-III-0069	本郷-1	新宿	本郷	人工
38	11107-III-0070	本郷-2	新宿	本郷	自然
39	11107-III-0071	本郷-3	新宿	本郷	自然
40	11107-III-0071	本郷-3-2	新宿	本郷	自然
41	11107-III-0072	本郷-4	新宿	本郷	人工
42	11107-III-0073	渡瀬-1	渡瀬	上町	自然
43	11107-III-0074	渡瀬-2	渡瀬	上町	自然

No.	箇所番号	箇所名	所在地		自然／人工
			大字	字	
44	11107-Ⅲ-0076	本郷-2	渡瀬	本町	自然

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

令和3年12月末時点

No.	告示番号	指定年月日	区域名	所在地		指定面積 (ha)
				大字	字	
1	1393	S46.10.22	下鳥羽	矢納	下鳥羽	6.98
	467	S52.4.5				
	767	H27.6.30				
2	418	H7.3.24	寺内	上阿久原	寺内	0.56
3	269	H27.3.20	桜城	下阿久原	桜城	0.54

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧

令和3年12月末時点

No.	告示年月日	土砂災害 警戒区域等 の名称	所在地		警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の 発生原因となる 自然現象の種類
			大字	字			
1	H18.3.22	渡瀬-5	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
2	H18.3.22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
3	H18.3.22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
4	H18.3.22	渡瀬-3	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
5	H18.3.22	渡瀬-4	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
6	H18.3.22	金鑽-1	渡瀬	仲町	○	○	急傾斜地の崩壊
7	H18.3.22	渡瀬	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
8	H18.3.22	新宿-1	渡瀬	上町・本町	○	○	急傾斜地の崩壊
9	H18.3.22	渡瀬-1	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
10	H18.3.22	渡瀬-2	渡瀬	上町	○	○	急傾斜地の崩壊
11	H18.3.22	本郷-2	渡瀬	本町	○	○	急傾斜地の崩壊
12	H18.3.22	大門川	渡瀬	本町	○		土石流
13	H18.3.22	大門沢南	渡瀬	上町・仲町・本町	○	○	土石流
14	H18.3.22	渡瀬北沢	渡瀬	上町	○		土石流
15	H18.3.22	渡瀬南沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
16	H18.3.22	稲荷の沢	渡瀬	上町	○	○	土石流
17	H18.12.26	金鑽-2	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩壊
18	H18.12.26	金鑽-3	二ノ宮	金鑽	○	○	急傾斜地の崩壊
19	H18.12.26	本郷	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
20	H18.12.26	池田	池田	西谷	○	○	急傾斜地の崩壊
21	H18.12.26	峰岸-1	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩壊
22	H18.12.26	峰岸-2	新宿	峰岸	○	○	急傾斜地の崩壊
23	H18.12.26	本郷-1	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
24	H18.12.26	本郷-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
25	H18.12.26	本郷-3	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
26	H18.12.26	本郷-3-2	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊
27	H18.12.26	本郷-4	新宿	本郷	○	○	急傾斜地の崩壊

No.	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	所在地		警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
28	H18.12.26	金鑽沢	二ノ宮	金鑽	○	○	土石流
29	H18.12.26	山王沢	新宿	本郷	○		土石流
30	H18.12.26	不動沢	新宿	本郷	○	○	土石流
31	H18.12.26	金鑽川支溪	二ノ宮	金鑽	○	○	土石流
32	H19.12.25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
33	H19.12.25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
34	H19.12.25	住居野-3	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
35	H19.12.25	高牛	矢納	高牛	○	○	急傾斜地の崩壊
36	H19.12.25	加古山	矢納	加古山	○	○	急傾斜地の崩壊
37	H19.12.25	下鳥羽-1	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
38	H19.12.25	下鳥羽-2	矢納	下鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
39	H19.12.25	手津久	矢納	手津久	○	○	急傾斜地の崩壊
40	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩壊
41	H19.12.25	桜城-1	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩壊
42	H19.12.25	桜城-2	下阿久原	桜城	○	○	急傾斜地の崩壊
43	H19.12.25	満所-1	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
44	H19.12.25	満所-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
45	H19.12.25	秩父瀬	下阿久原	秩父瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
46	H19.12.25	平-2	下阿久原	平	○	○	急傾斜地の崩壊
47	H19.12.25	平-3	下阿久原	中居	○	○	急傾斜地の崩壊
48	H19.12.25	寺内	上阿久原	寺内	○	○	急傾斜地の崩壊
49	H19.12.25	住居野-1	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
50	H19.12.25	住居野-2	上阿久原	住居野	○	○	急傾斜地の崩壊
51	H19.12.25	宮本-2	矢納	満所	○	○	急傾斜地の崩壊
52	H19.12.25	上鳥羽-1	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
53	H19.12.25	上鳥羽-2	矢納	上鳥羽	○	○	急傾斜地の崩壊
54	H19.12.25	幹沢川	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
55	H19.12.25	幹沢川1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
56	H19.12.25	幹沢川右1	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
57	H19.12.25	幹沢川右2	下阿久原	幹沢	○		土石流
58	H19.12.25	幹沢川右3	下阿久原	幹沢	○	○	土石流
59	H19.12.25	坊沢	下阿久原	坊地	○	○	土石流
60	H19.12.25	坊沢1	下阿久原	坊地	○		土石流
61	H19.12.25	小倉沢	上阿久原	小倉	○	○	土石流
62	H19.12.25	小倉沢1	上阿久原	小倉	○	○	土石流
63	H19.12.25	中沢	上阿久原	寺内	○	○	土石流
64	H19.12.25	高牛川支溪	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流
65	H19.12.25	加古山沢	矢納	加古山	○	○	土石流
66	H19.12.25	鳥羽沢	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
67	H19.12.25	桜城沢北	下阿久原	桜城	○	○	土石流
68	H19.12.25	桜城沢南	下阿久原	桜城	○	○	土石流
69	H19.12.25	池尻沢	下阿久原	池尻	○	○	土石流
70	H19.12.25	池尻沢1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
71	H19.12.25	池尻沢右1	下阿久原	池尻	○	○	土石流
72	H19.12.25	鳥羽沢支溪1	矢納	上鳥羽	○	○	土石流

No.	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	所在地		警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			大字	字			
73	H19. 12. 25	鳥羽沢支溪 2	矢納	上鳥羽	○	○	土石流
74	H19. 12. 25	浜の谷沢	上阿久原	浜の谷	○	○	土石流
75	H19. 12. 25	高牛川	矢納	高牛	○		土石流
76	H19. 12. 25	高牛川支溪西	矢納	高牛	○	○	土石流
77	H19. 12. 25	高牛川支溪北	矢納	高牛	○	○	土石流
78	H19. 12. 25	下宇那室川	矢納	満所	○		土石流
79	H19. 12. 25	下鳥羽川	矢納	下鳥羽	○	○	土石流
80	H26. 9. 16	矢納- 1	矢納	宮本	○		地滑り
81	H26. 9. 16	矢納- 2	矢納	満所	○		地滑り
82	H26. 9. 16	矢納- 3	矢納	上鳥羽	○		地滑り
83	H26. 9. 16	下鳥羽	矢納	下鳥羽	○		地滑り
84	H26. 9. 16	住居野	上阿久原	住居野	○		地滑り
85	H26. 9. 16	嶽ノ山	上阿久原	嶽ノ山	○		地滑り
86	H26. 9. 16	高牛	矢納	高牛	○		地滑り

○土砂災害警戒区域内にある公共施設一覧

令和 3 年 12 月末時点

No.	施設名	所在地
1	神泉小学校	神川町大字下阿久原 875-1
2	多目的交流施設	神川町大字下阿久原 1088
3	ステラ神泉	神川町大字下阿久原 876-1
4	神泉総合支所	神川町大字下阿久原 816-1
5	町営中居住宅	神川町大字下阿久原 1055-1
6	町営中居住宅集会所	神川町大字下阿久原 1073-1
7	日向・門野集会所	神川町大字下阿久原 1102-3
8	住居野集会所	神川町大字下阿久原 1208
9	第 6 分団車庫兼詰所	神川町大字下阿久原 816-1
10	農産物加工センター	神川町大字下阿久原 847-1
11	農林産物集出荷貯蔵施設	神川町大字下阿久原 590-1
12	下阿久原バス停	神川町大字下阿久原 819-1
13	林・小倉集会所	神川町大字上阿久原 611
14	旧いずみ幼稚園	神川町大字上阿久原 56
15	高牛・浜の谷集会所	神川町大字矢納 598-1
16	宇那室集会所	神川町大字矢納 1015-3
17	手津久集会所	神川町大字矢納 32-1
18	矢納センター	神川町大字矢納 503-1
19	第 7 分団 3 班車庫兼詰所	神川町大字矢納 107-1
20	矢納フィッシングパーク	神川町大字矢納 475
21	鳥羽バス亭	神川町大字矢納 291 地先
22	矢納体育館	神川町大字矢納 563-1

○地すべり危険箇所一覧

令和3年12月末時点

○は地すべり防止区域指定済箇所（国土交通省所管）

No.	所在地		面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定年月日	備考	
	大字	字				工種	内容			
1	35	矢納	下鳥羽	11.9	20	町道 400m 県道 800m			S 40. 9. 7	
2	47	矢納	木挽	11.9	—	—			S 50. 5. 28	
3	48	矢納	両芝	12.5	—	県道 400m			S 50. 5. 28	
4	88	矢納	宮本	28.8	20	町道 1,400m 配水池 1			S 50. 5. 28	
5	89	矢納	満所	18.4	7	町道 800m			S 50. 5. 28	
6	90	矢納	上鳥羽	19.4	8	町道 1,400m			S 50. 5. 28	
7	91	上・下 阿久原	住居野	19.1 (6.4)	18	町道 600m 県道 400m	排水工	ボーリング 工、水路工	S 50. 5. 28	○*

*…対象は一部区域のみ

○砂防指定地一覧

令和3年12月末時点

No.	溪流名	箇所番号	指定年月日
1	柚木川	-	S 31. 12. 11
2	鳥羽川	-	S 31. 12. 11
3	赤沢	-	S 32. 8. 6
4	高牛川	-	S 47. 9. 5
5	坊沢	384-I-002	S 45. 8. 10
6	幹沢川	384-I-001	S 27. 8. 6
7	池尻川	384-II-003	S 35. 7. 16

No.	溪流名	箇所番号	指定年月日
8	住居野	-	H 5. 1. 21
9	大門川	383-I-004	S 52. 1. 13
10	不動沢	383-I-003	S 57. 5. 17
11	本郷沢	-	S 47. 12. 27
12	金鑽川	-	S 47. 9. 5
13	山王沢	383-I-002	H 8. 2. 5

○防災重点ため池一覧

令和3年12月末時点

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)
1	羽根倉池	大字新里字上羽根倉 2021	4.2	317	41
2	前池	大字新里字東前山 2346	6	120	37
3	谷池	大字新里字上谷津 1391	4.4	100	17

○重要水防箇所一覧（神流川）

[出典：令和3年埼玉県水防計画（埼玉県）]

河川 管理者	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重 要 な る 由	担 当 土 木 事 務 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
	種別	階級		地先名	料杭位置 (km)				
国 土 交 通 省	(重点)	-	右	大字新宿	10.4	-	-	本庄県土 整備事務所	積み土のう
国 土 交 通 省	越水 (溢水)	B	右	大字小浜	8.8上10 ~9.0	185	無堤	本庄県土 整備事務所	積み土のう
国 土 交 通 省	(重点)	-	右	大字肥土	7.2	-	危険水位設定箇所 (若泉観測所)	本庄県土 整備事務所	積み土のう

○山地災害危険地区一覧

1 地すべり危険地区一覧表

[出典：埼玉県地域防災計画資料編（令和3年3月）（埼玉県）]

No.	箇所名	大字	字	面積 (ha)
1	宮本	矢納	宮本	4.0
2	高牛	矢納	高牛	8.0
3	浜の谷	矢納	松ノ平	2.0
4	嶽の山	矢納	嶽の山	8.0
5	宮本2	矢納	宮本	5.0

2 山腹崩壊危険地区一覧表

[出典：埼玉県地域防災計画資料編（令和3年3月）（埼玉県）]

No.	箇所名	大字	字	面積 (ha)
1	上政久保	渡瀬	政久保	2
2	下政久保	渡瀬	政久保	3
3	根際久保	渡瀬	根際久保	1
4	桜久保	渡瀬	桜久保	2
5	越ノ入	渡瀬	越ノ入	2
6	上水上	渡瀬	上水上	3
7	下水上	渡瀬	下水上	2
8	金出岩	渡瀬	金出岩	3
9	本郷	新宿	本郷	1
10	花常坊	二ノ宮	花常坊	2
11	金鑽	二ノ宮	御室ヶ岳	1
12	太田	矢納	下太田	4
13	上安房口	矢納	安房口	4
14	下安房口	矢納	安房口	2
15	神山	矢納	神山	5
16	本宮山	矢納	本宮山	3
17	東神山	矢納	東神山	3
18	宮本	矢納	宮本	11
19	南沢	矢納	南沢	1
20	城峯峠	矢納	東神獄	4
21	城峯	矢納	東神峯	1
22	満所	矢納	満所	1
23	長久保	矢納	長久保	8
24	向山	矢納	向山	2
25	加古山	矢納	加古山	4
26	浜の谷	矢納	浜の谷	1
27	獄の山	矢納	獄の山	2
28	鈴の平	矢納	鈴の平	2
29	手津久	矢納	手津久	1
30	猿羽根	上阿久原	猿羽根	1
31	獅子岩	上阿久原	トビノ獅子岩	3
32	北馬背外	上阿久原	北馬背外	2

No.	箇所名	大字	字	面積 (ha)
33	谷頭	上阿久原	谷頭	3
34	大久恵	上阿久原	大久恵	2
35	中の沢	上阿久原	中の沢	1
36	飯盛山	下阿久原	飯盛山	1
37	大重	下阿久原	大重	1
38	水繰沢	下阿久原	水繰沢	4
39	上鳥羽	矢納	宮地	2
40	北ノ窪	上阿久原	北久保	1
41	北ノ窪上	上阿久原	北久保	1
42	久能沢	上阿久原	久能沢	3
43	東山	上阿久原	冥加沢	2
44	上太田	矢納	上太田	4

3 崩壊土砂流出危険地区一覧表

[出典：埼玉県地域防災計画資料編（令和3年3月）（埼玉県）]

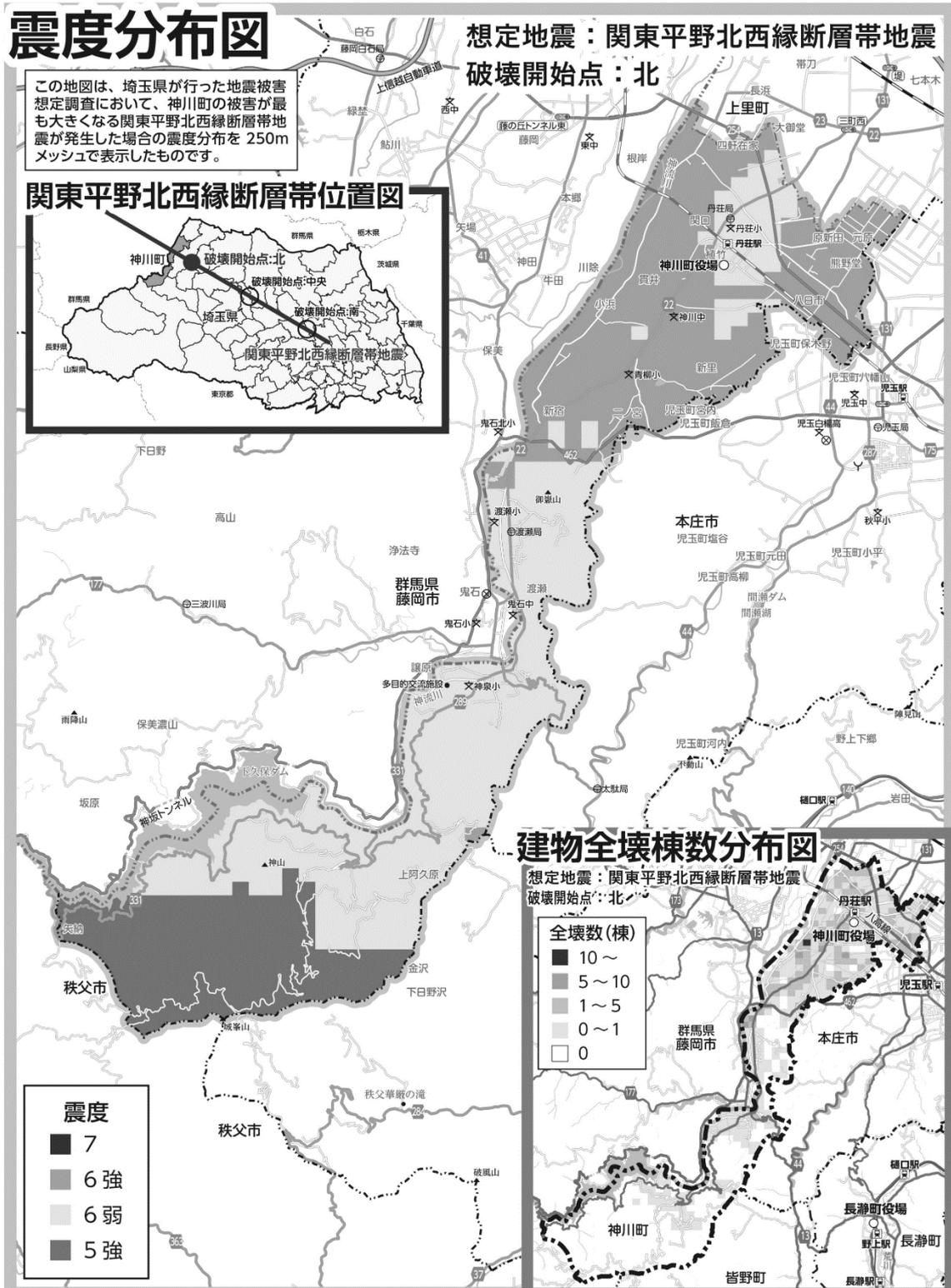
No.	箇所名	大字	字	面積 (ha)
1	正久保沢	渡瀬	正久保沢	0.7
2	寺地沢	渡瀬	寺地沢	0.7
3	桜久保	渡瀬	桜久保	1.1
4	不動沢	新宿	本郷前	0.8
5	金鑽	新宿	金鑽	1.5
6	本郷沢	新宿	本郷前	0.5
7	安房	矢納	安房	3.1
8	両芝	矢納	両芝	1.2
9	柚木沢	矢納	栃谷	3.4
10	王城	矢納	大里	5.8
11	桐久保	矢納	桐久保	3.8
12	高牛	矢納	小嶺	3.8
13	浜の谷	上阿久原	浜の谷	1.8
14	猿羽背	上阿久原	猿羽背	1.4
15	鳥打	上阿久原	鳥打	0.6
16	住居野	上阿久原	住居野	2.7
17	大久江	上阿久原	大久江	0.9
18	日向	上阿久原	日向	0.8
19	小倉	上阿久原	中ノ沢	0.9
20	冥加沢	下阿久原	冥加沢	0.2
21	水繰	下阿久原	水繰	0.4
22	池尻	下阿久原	徒屋窪	3.7
23	南沢	矢納	南沢	0.2
24	矢納	矢納	両芝	1.8
25	満所	矢納	満所	0.3
26	上鳥羽	矢納	上鳥羽	0.3
27	加古山	矢納	加古山	0.1
28	嶽ノ山	上阿久原	嶽ノ山	0.9

○神川町ハザードマップ

1 揺れやすさマップ (地震)

[引用：神川町防災ガイドブック～ハザードマップ～ (神川町)]

揺れやすさマップ(地震)

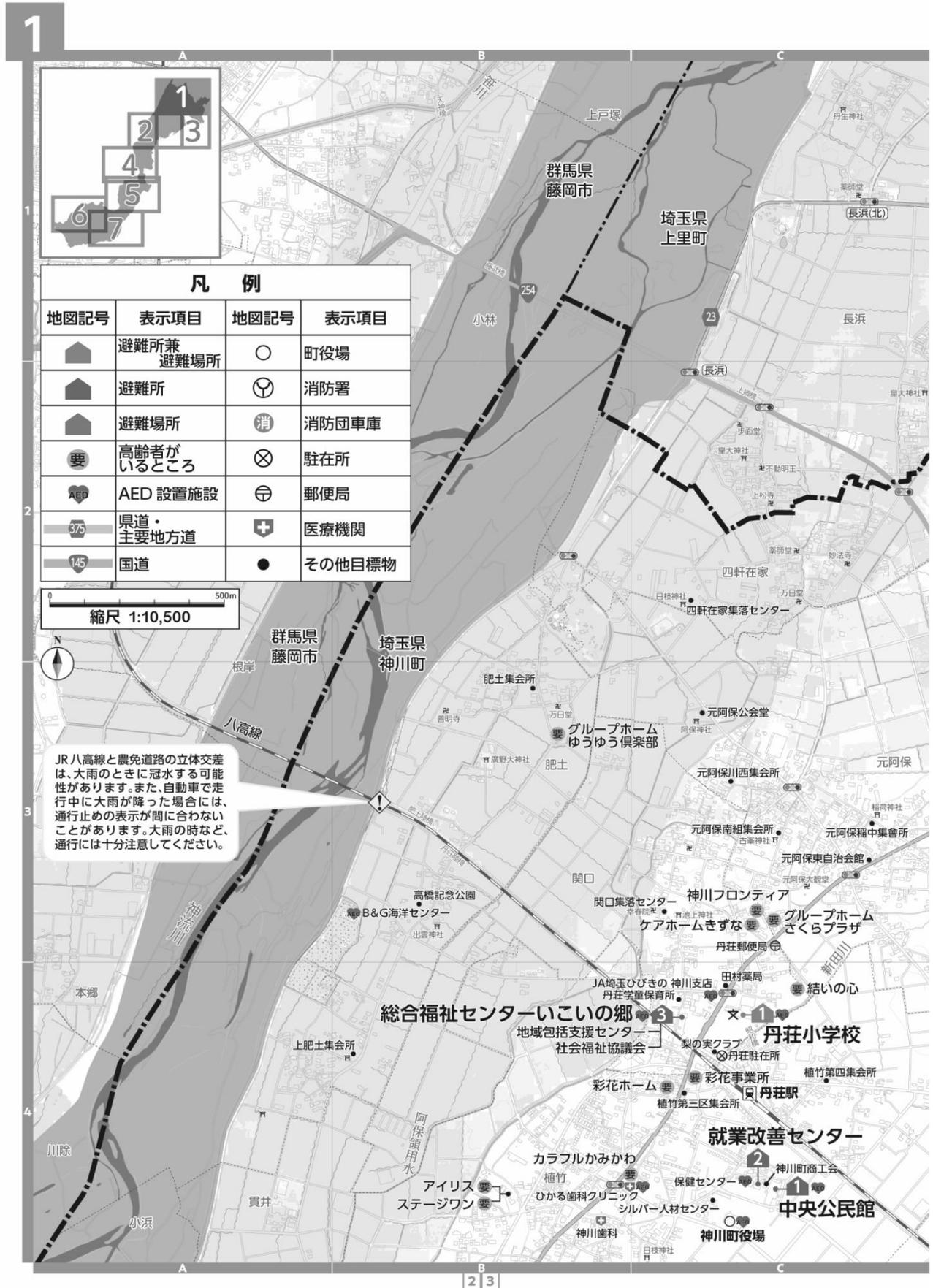


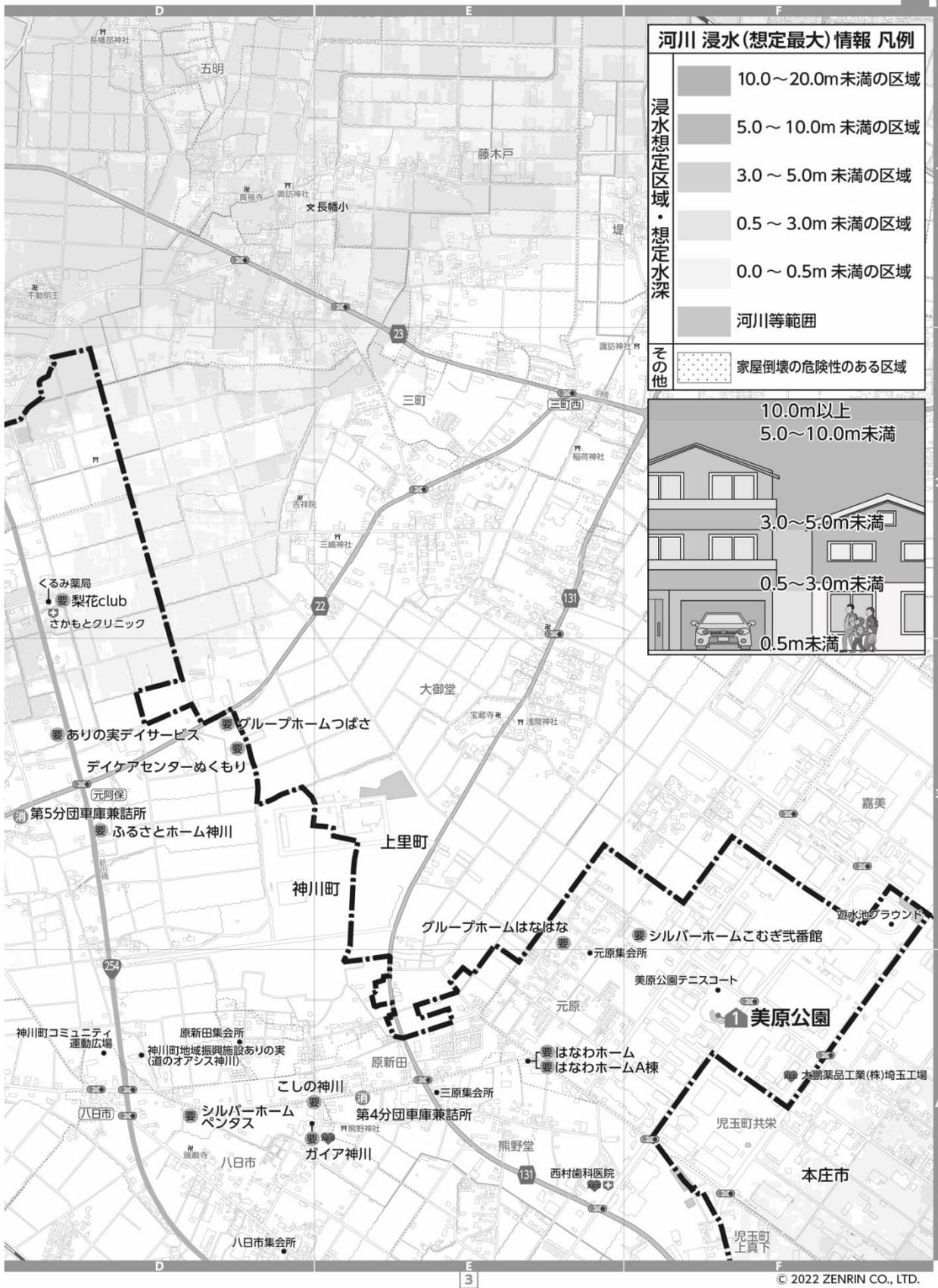
※神川町では液状化の可能性は町内全域で「極めて低い」となっています。

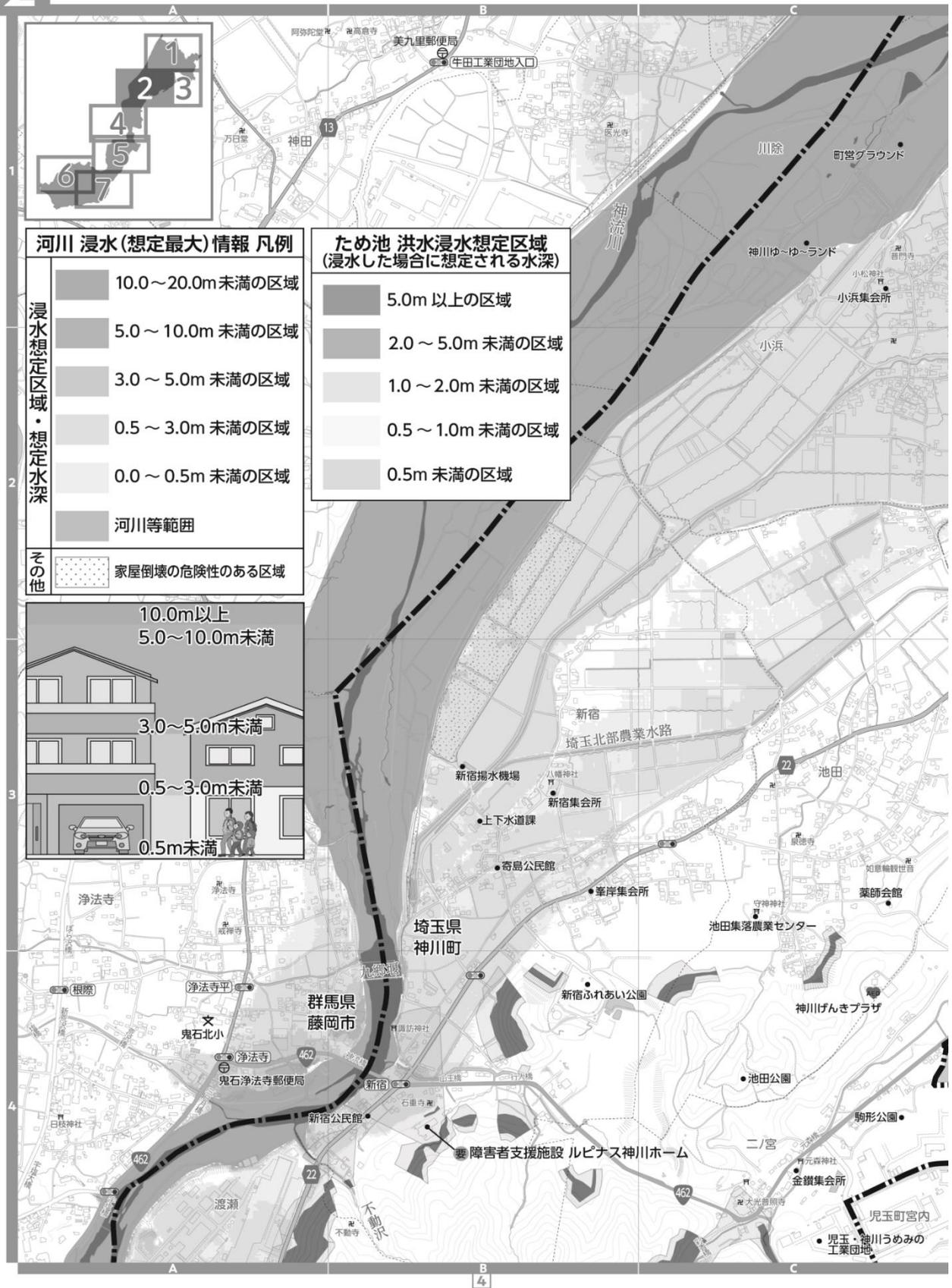
© 2022 ZENRIN CO., LTD.

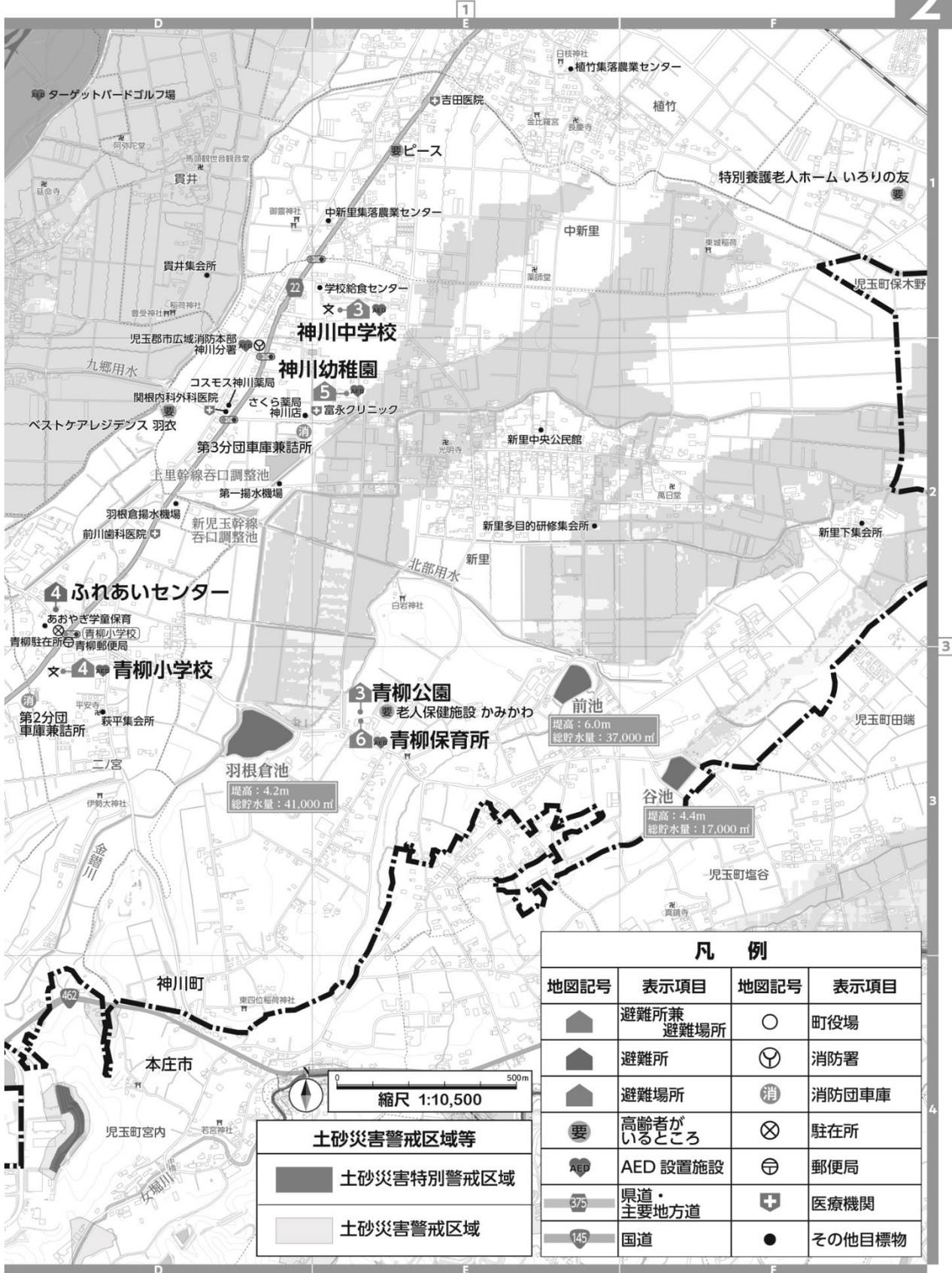
2 河川浸水・土砂災害ハザードマップ

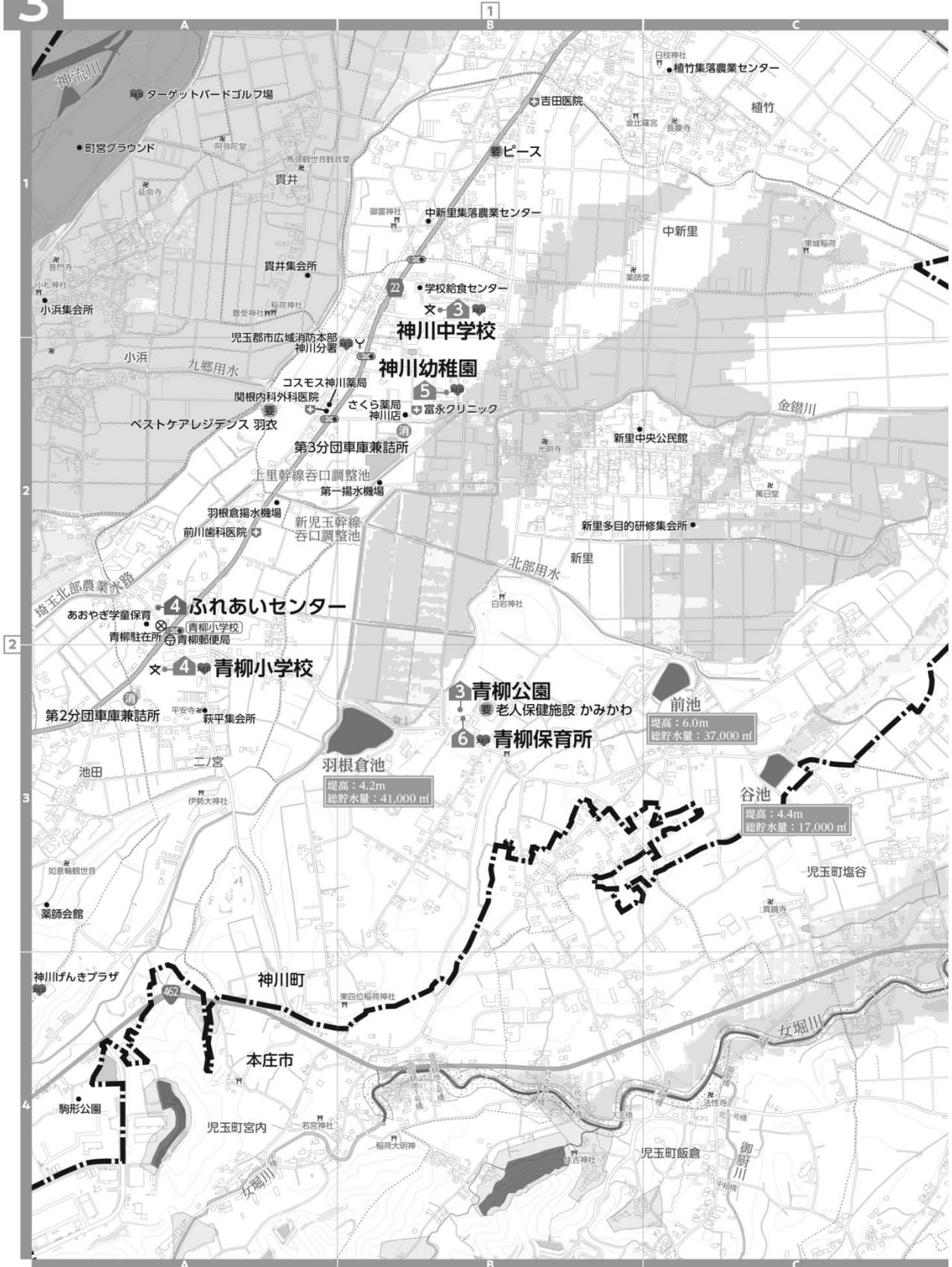
[引用：神川町防災ガイドブック～ハザードマップ～（神川町）]

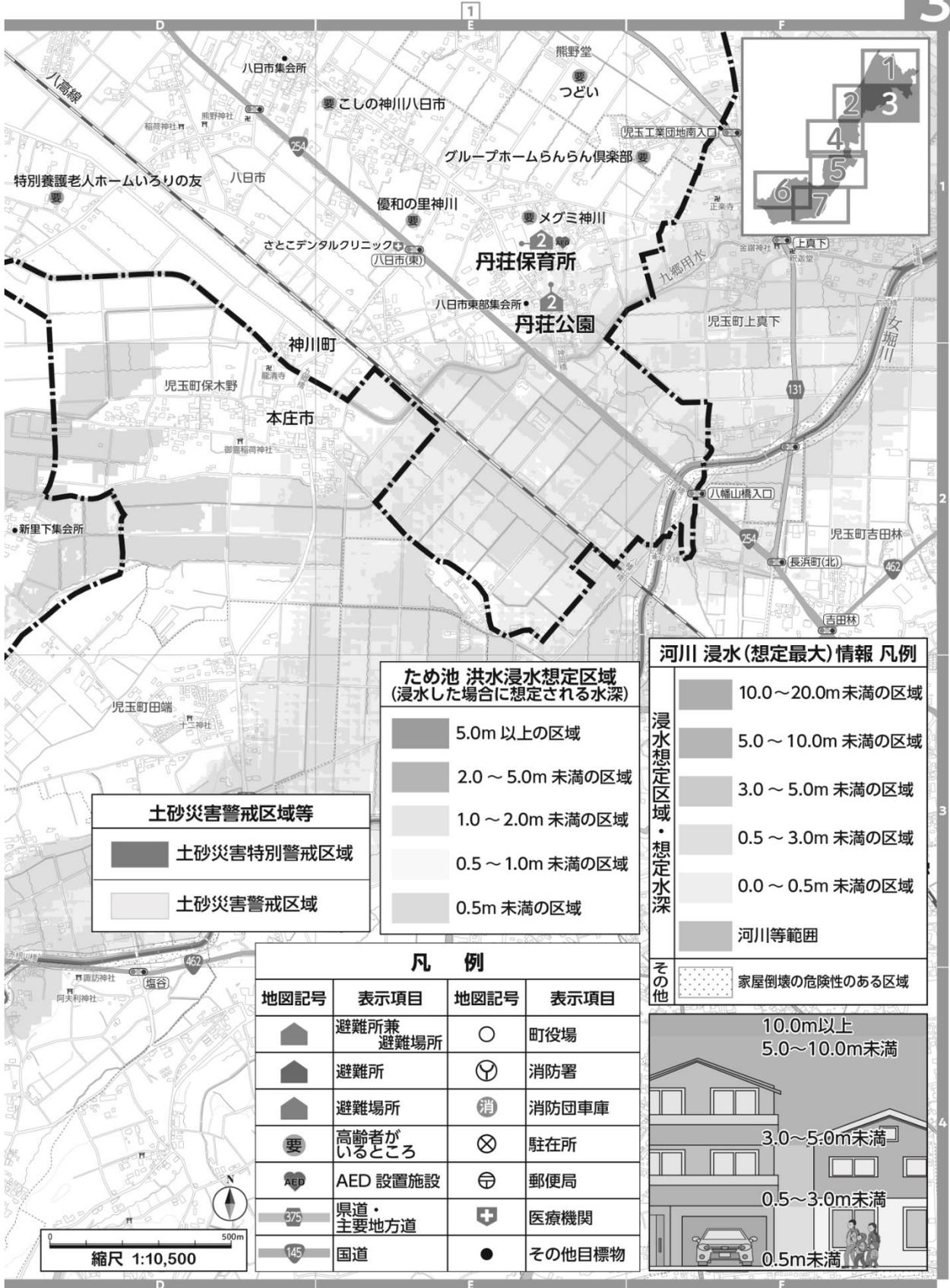












ため池 洪水浸水想定区域 (浸水した場合に想定される水深)

■	5.0m 以上の区域
■	2.0 ~ 5.0m 未満の区域
■	1.0 ~ 2.0m 未満の区域
■	0.5 ~ 1.0m 未満の区域
■	0.5m 未満の区域

土砂災害警戒区域等

■	土砂災害特別警戒区域
■	土砂災害警戒区域

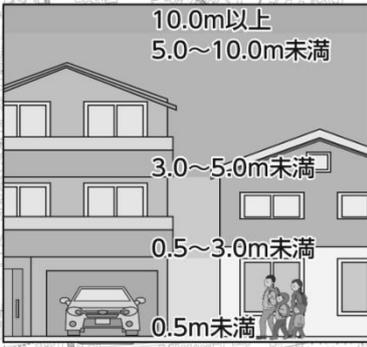
河川 浸水(想定最大)情報 凡例

■	10.0~20.0m 未満の区域
■	5.0 ~ 10.0m 未満の区域
■	3.0 ~ 5.0m 未満の区域
■	0.5 ~ 3.0m 未満の区域
■	0.0 ~ 0.5m 未満の区域
■	河川等範囲

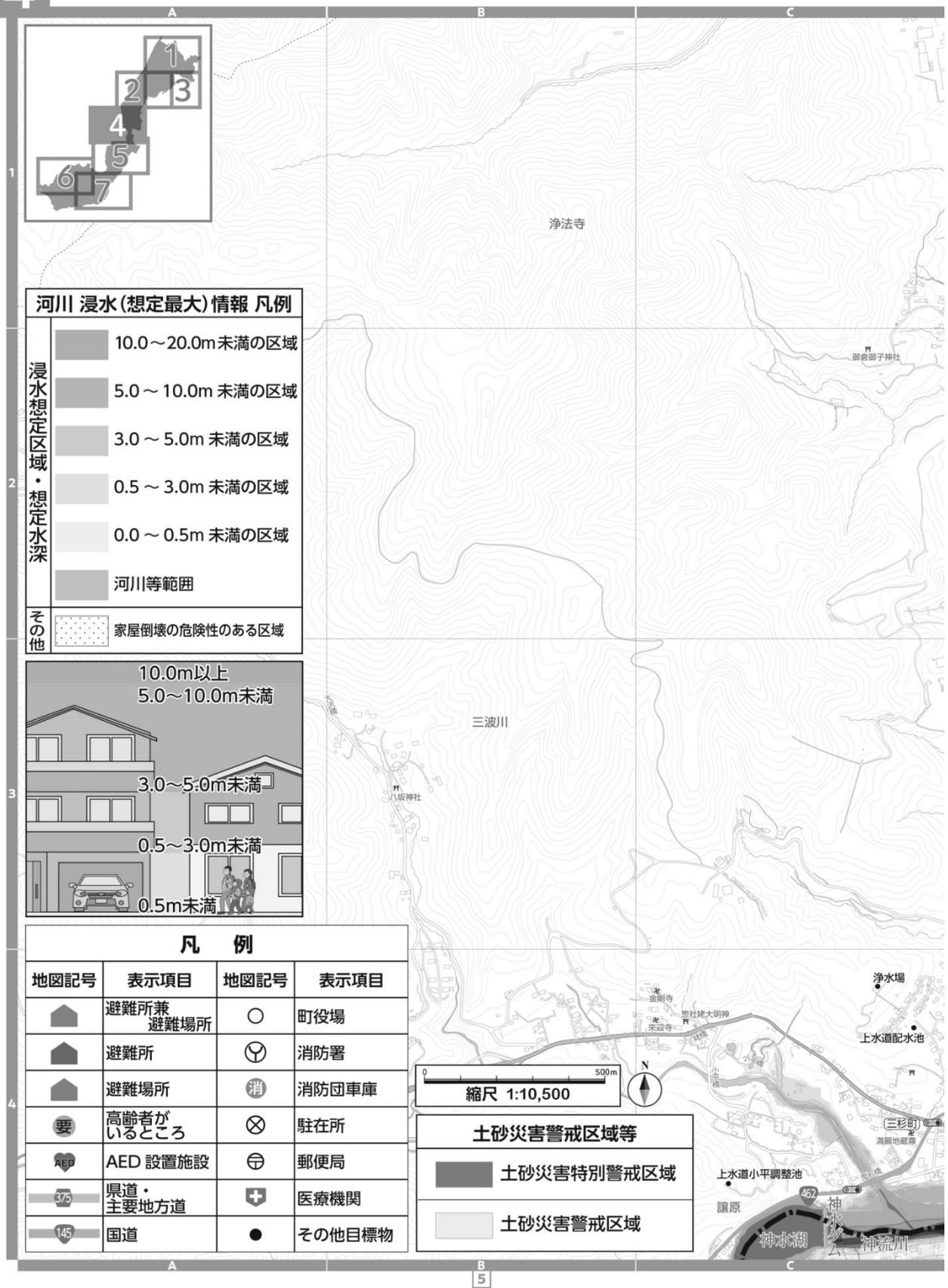
凡例

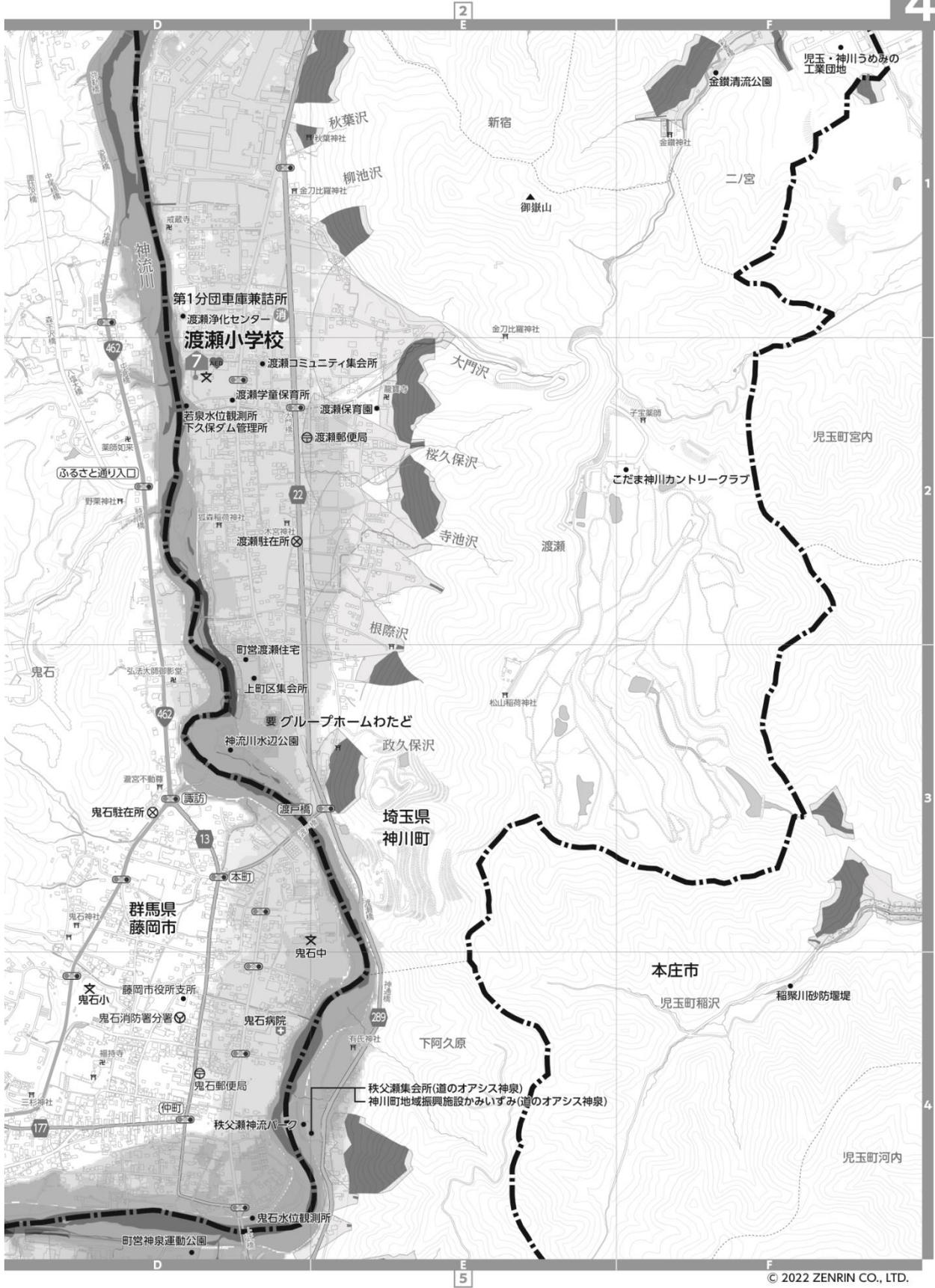
地図記号	表示項目	地図記号	表示項目
🏠	避難所兼 避難場所	○	町役場
🏠	避難所	🚒	消防署
🏠	避難場所	🚒	消防団車庫
👴	高齢者がいるところ	⊗	駐在所
AED	AED 設置施設	📮	郵便局
375	県道・主要地方道	🏥	医療機関
145	国道	●	その他目標物

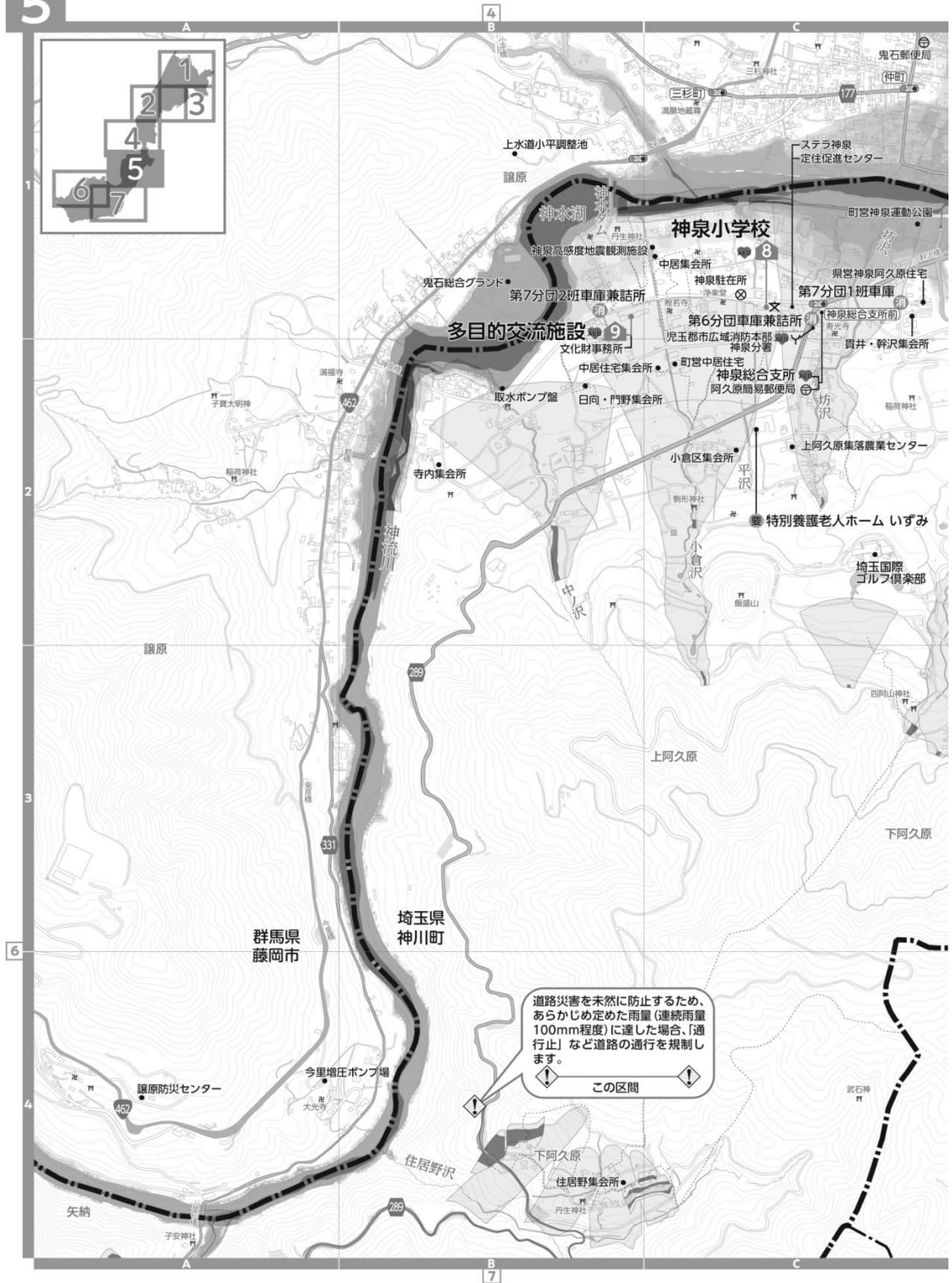
その他
 ■ 家屋倒壊の危険性のある区域

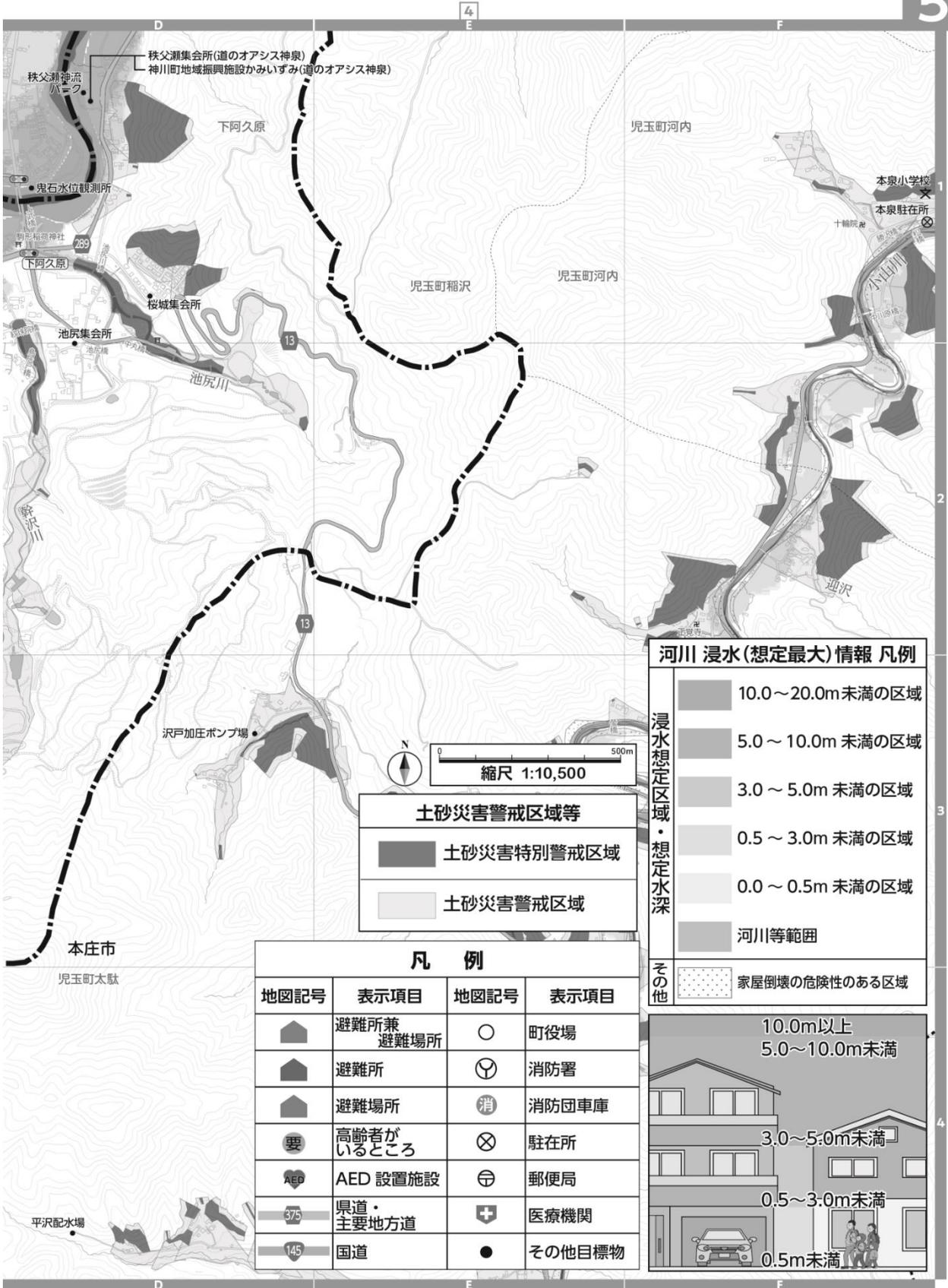


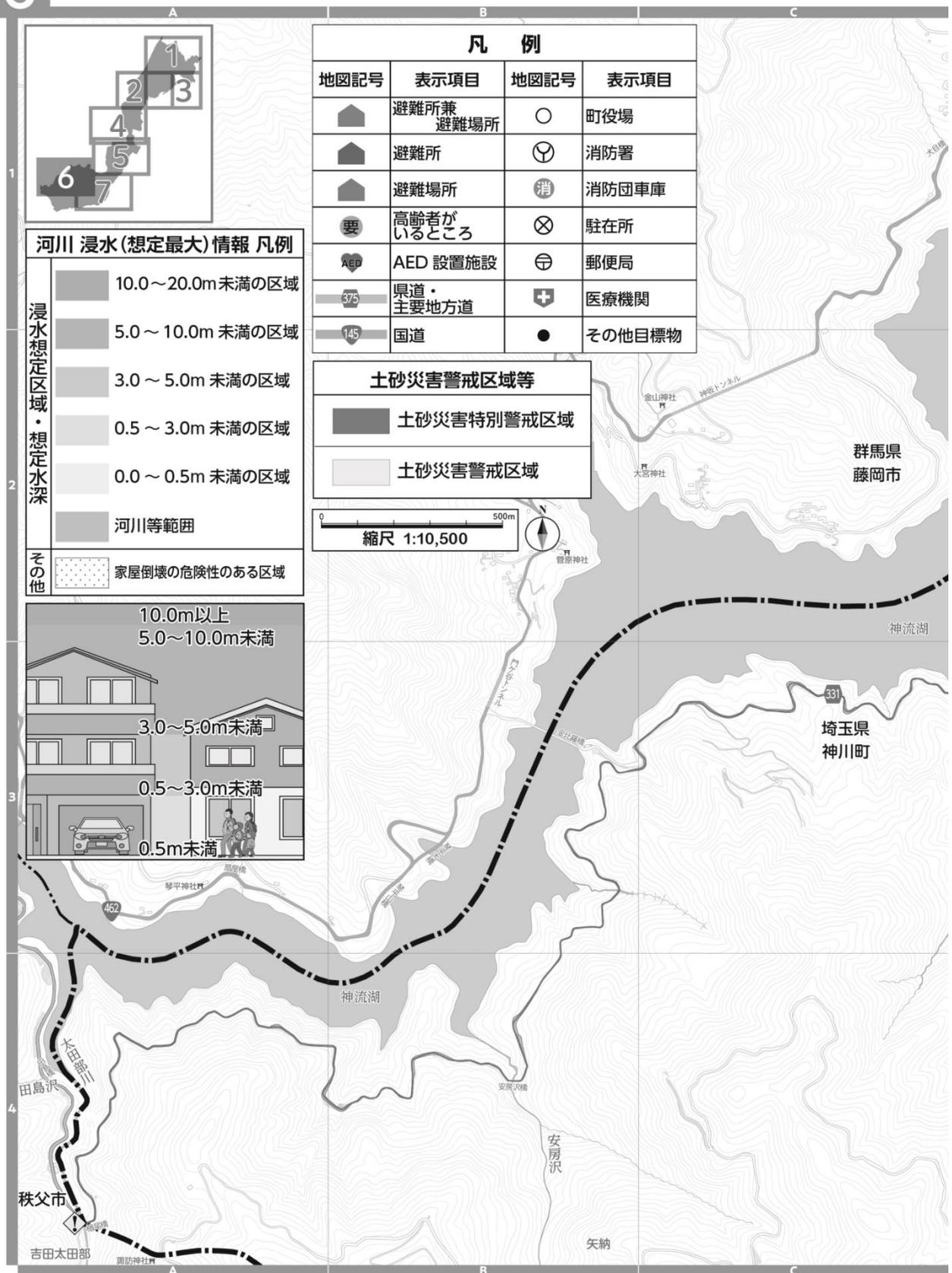
縮尺 1:10,500

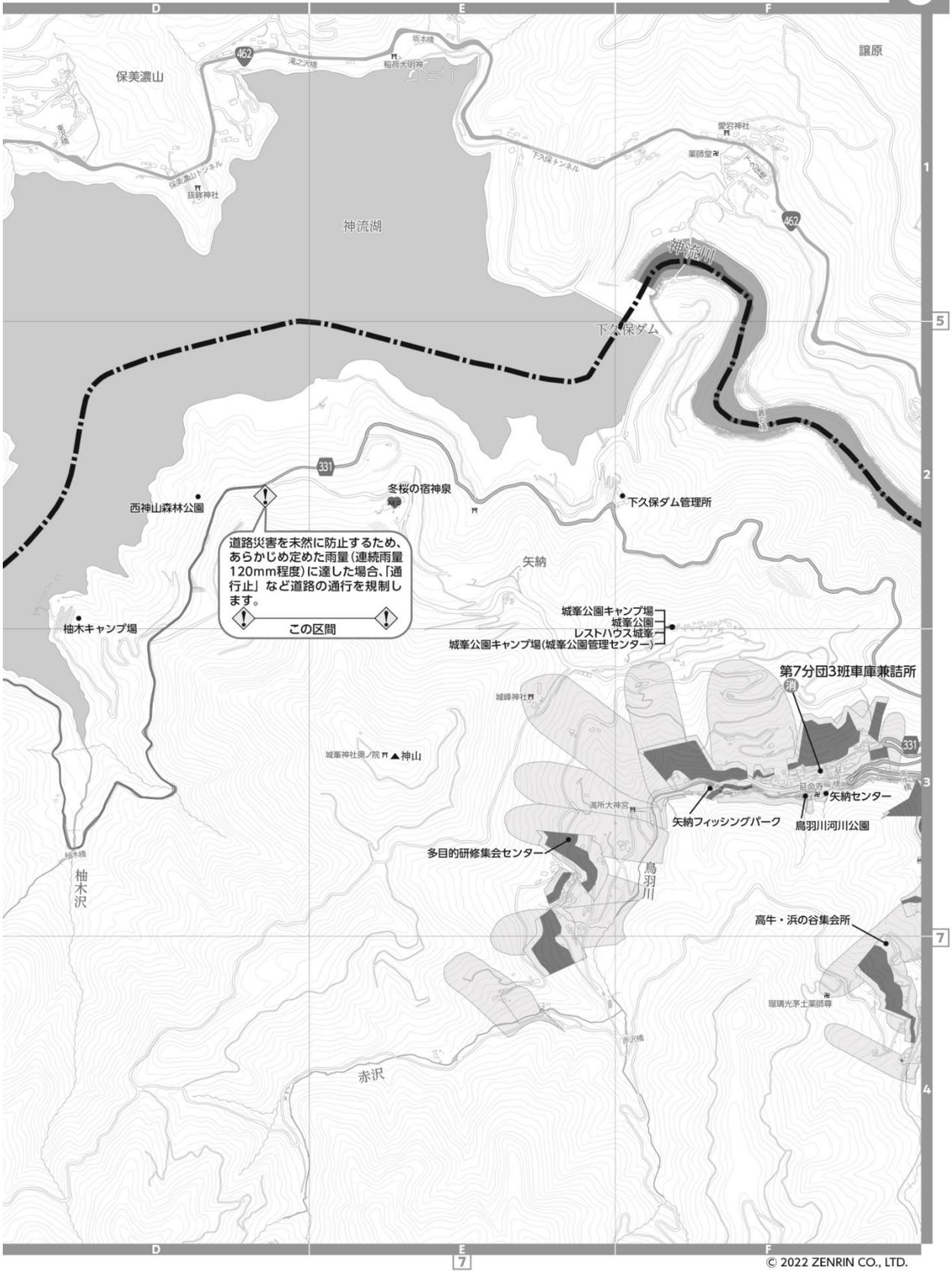


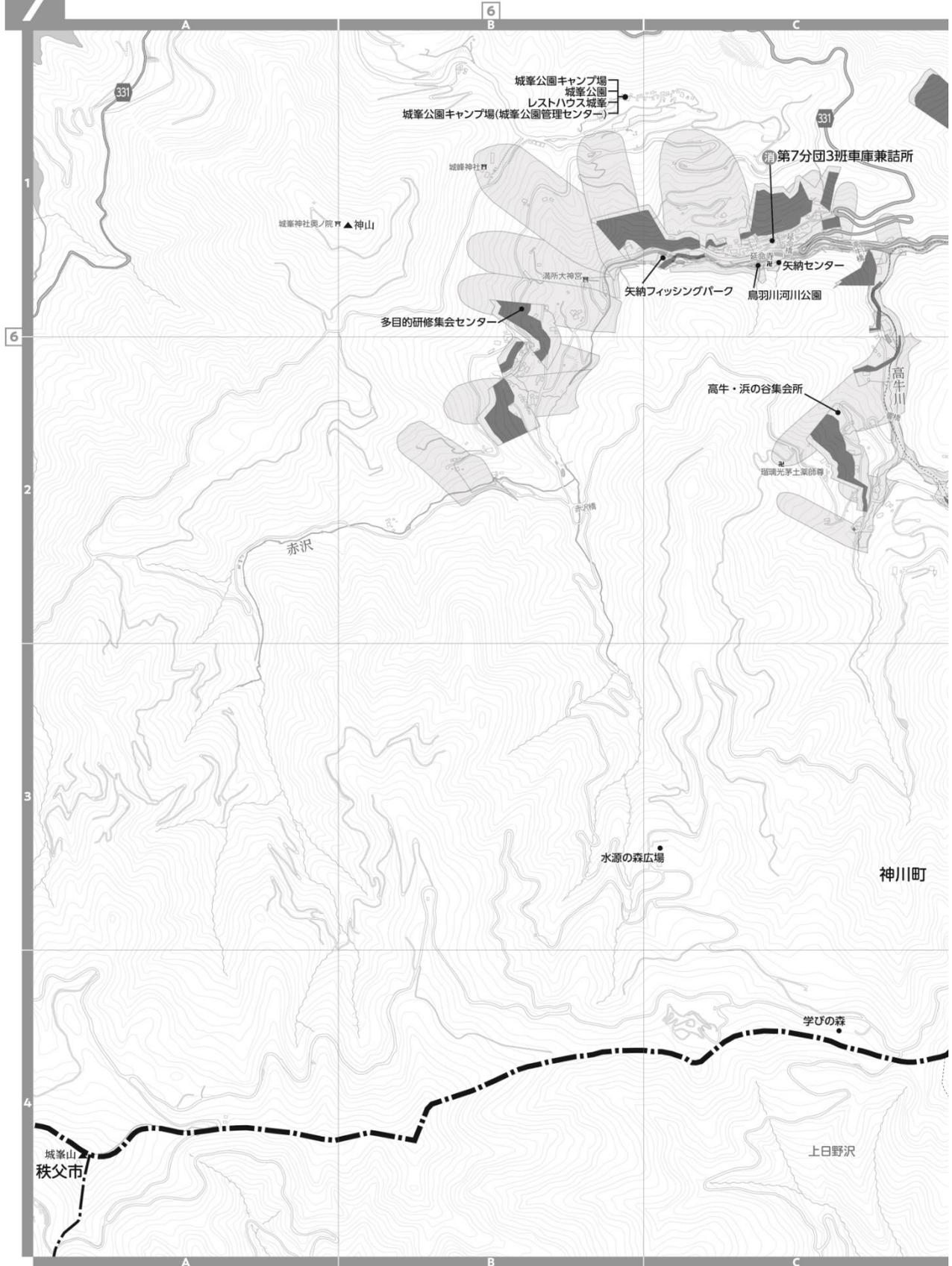


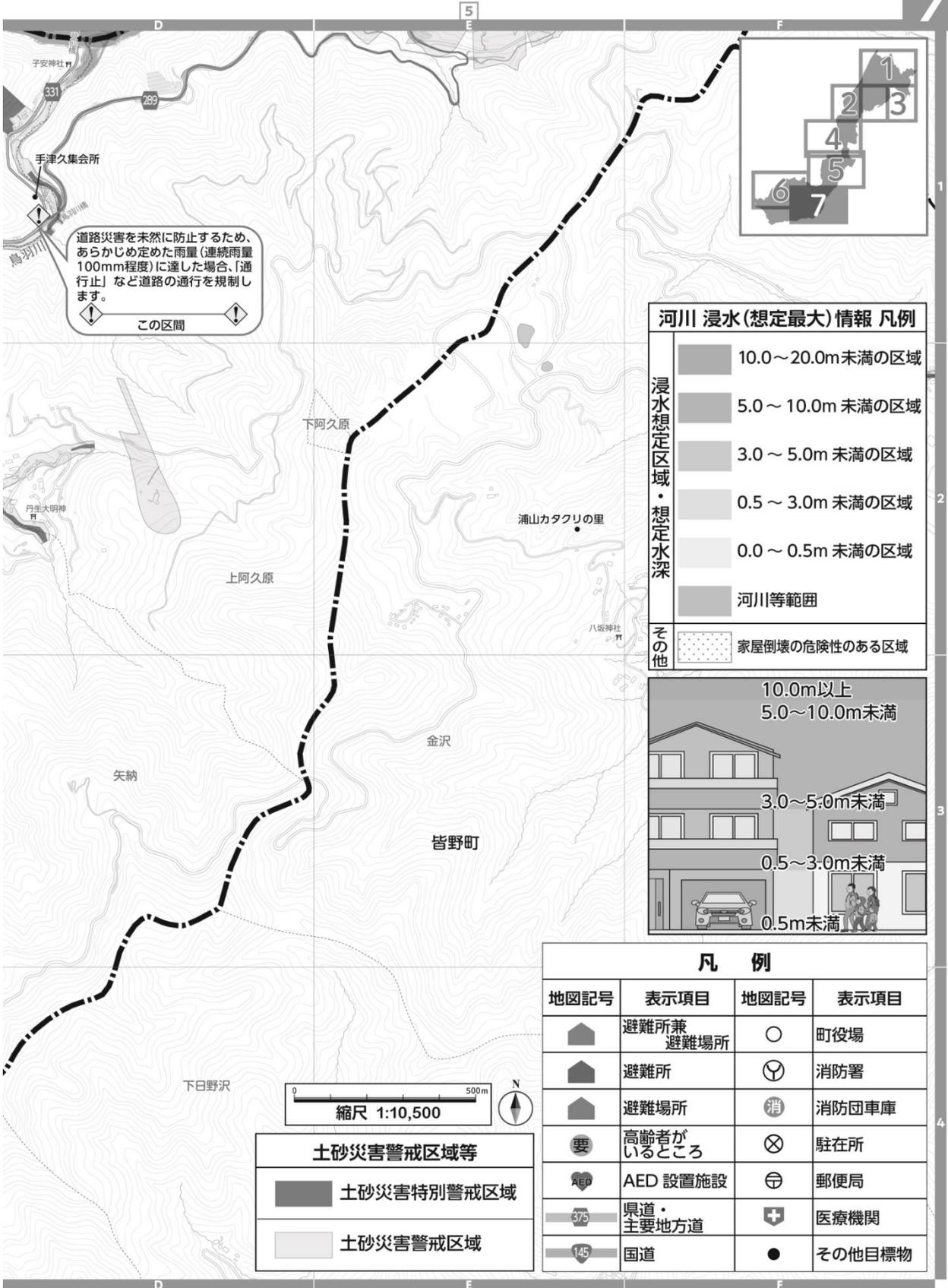






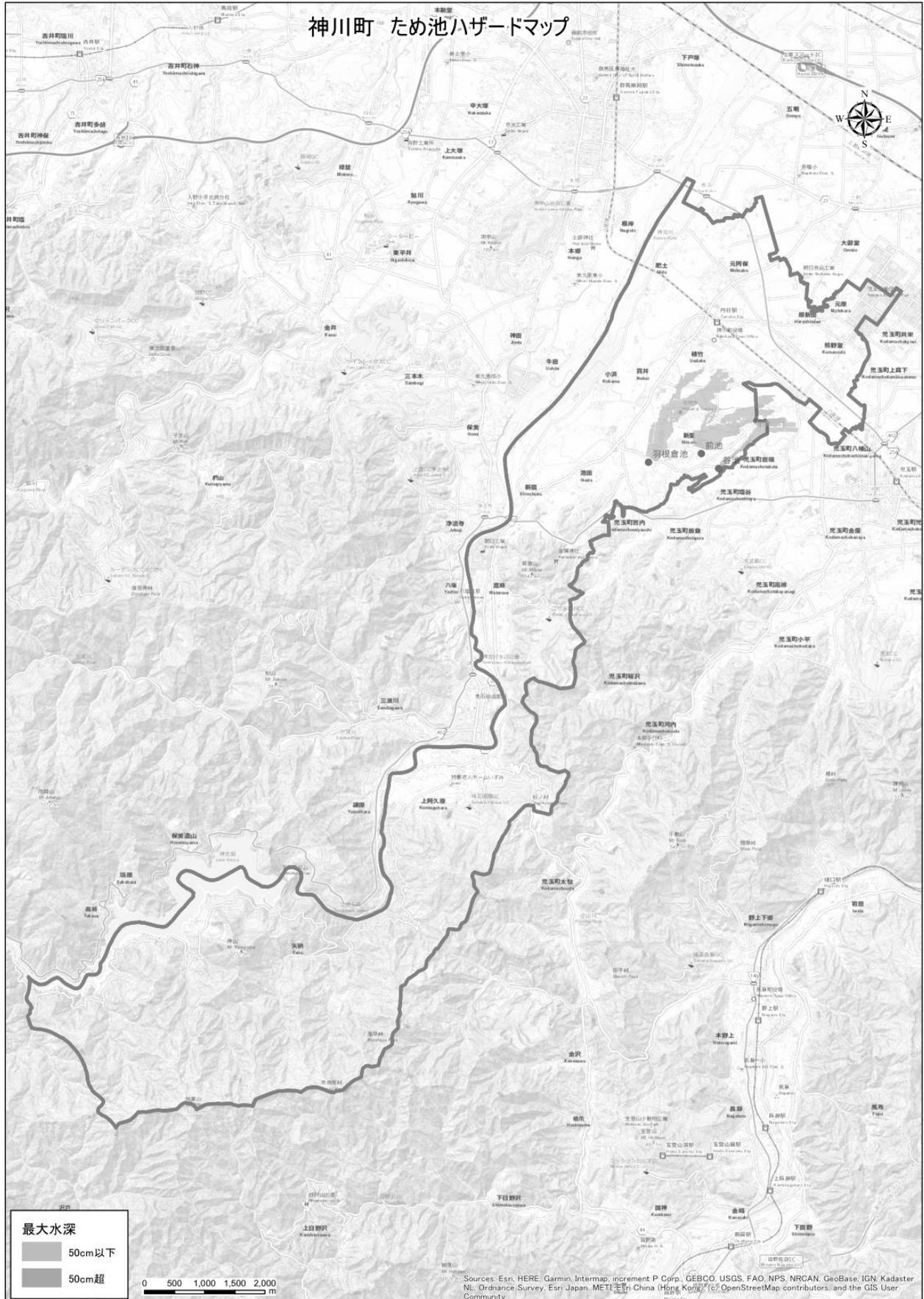


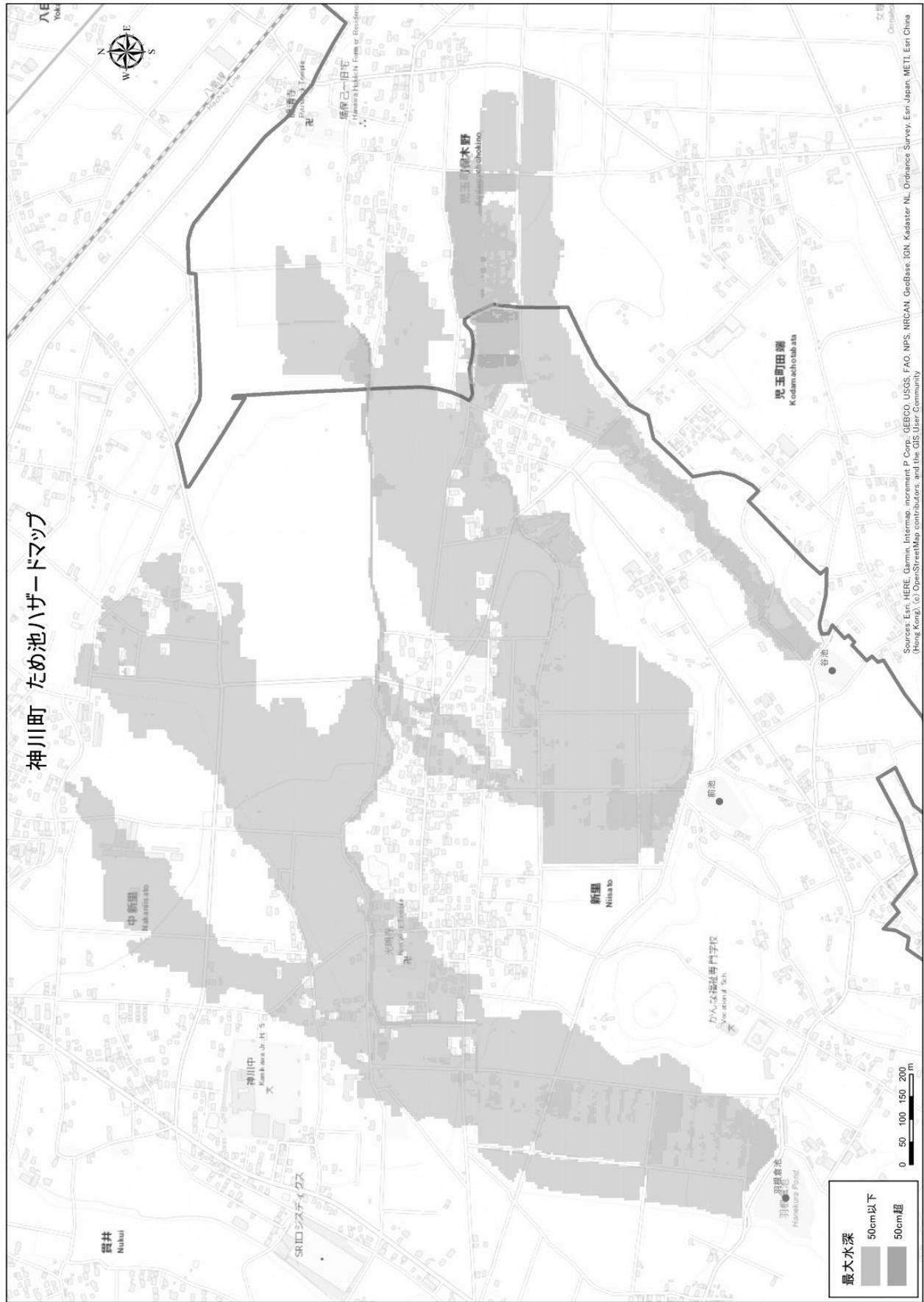




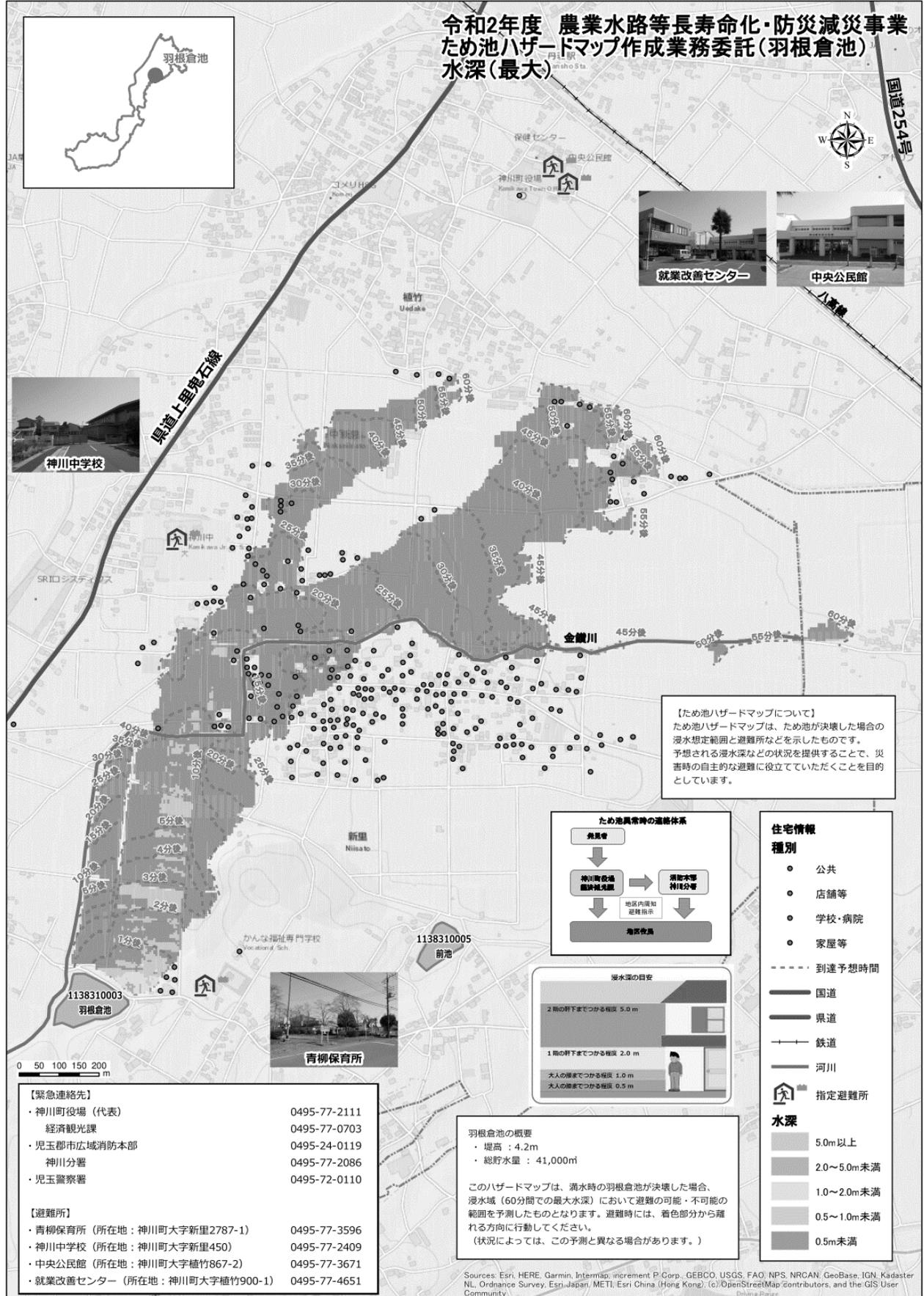
3 ため池ハザードマップ

[引用：ため池ハザードマップ（神川町）]

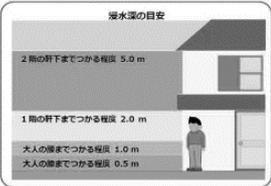
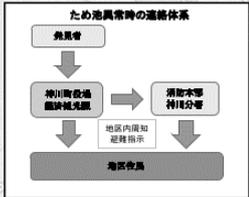




令和2年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ため池ハザードマップ作成業務委託(羽根倉池) 水深(最大)



【ため池ハザードマップについて】
ため池ハザードマップは、ため池が決壊した場合の浸水想定範囲と避難所などを示したものです。予想される浸水深などの状況を提示することで、災害時の自主的な避難に役立てていただくことを目的としています。



住宅情報

種別

- 公共
- 店舗等
- 学校・病院
- 家屋等

--- 到達予想時間

— 国道

— 県道

— 鉄道

— 河川

🏠 指定避難所

水深

- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満

【緊急連絡先】	
・神川町役場 (代表)	0495-77-2111
・経済観光課	0495-77-0703
・児玉郡市広域消防本部	0495-24-0119
・神川分署	0495-77-2086
・児玉警察署	0495-72-0110
【避難所】	
・青柳保育所 (所在地: 神川町大字新里2787-1)	0495-77-3596
・神川中学校 (所在地: 神川町大字新里450)	0495-77-2409
・中央公民館 (所在地: 神川町大字榎竹867-2)	0495-77-3671
・就業改善センター (所在地: 神川町大字榎竹900-1)	0495-77-4651

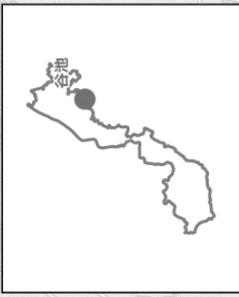
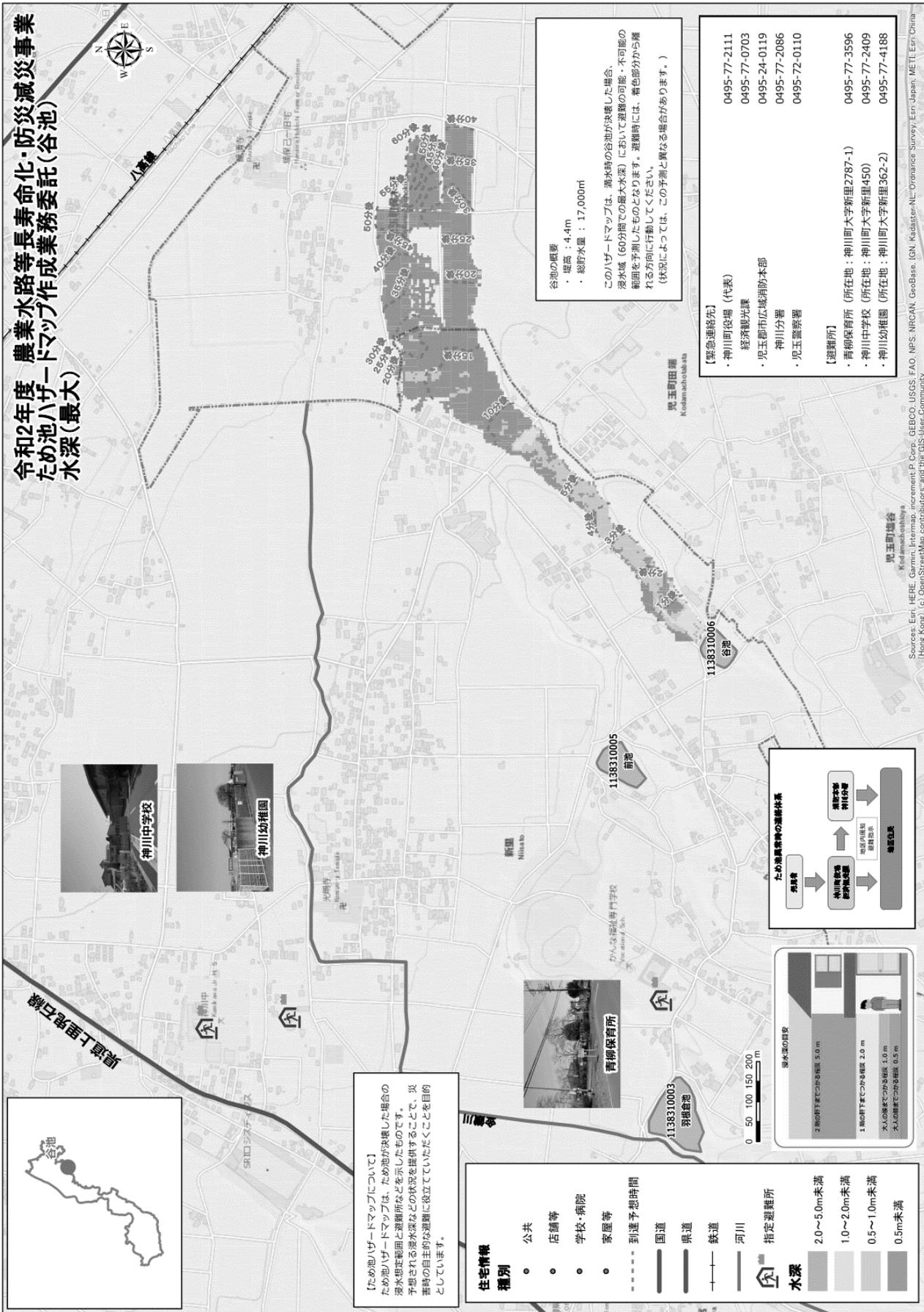
羽根倉池の概要

- ・ 堤高 : 4.2m
- ・ 総貯水量 : 41,000m³

このハザードマップは、満水時の羽根倉池が決壊した場合、浸水域(60分間での最大水深)において避難の可能・不可能の範囲を予測したものととなります。避難時には、着色部分から離れる方向に行動してください。(状況によっては、この予測と異なる場合があります。)

Sources: Esri, HERE, Garmin, Intermap, increment P. Corp., GEBCO, USGS, FAO, NPS, NRCAN, GeoBase, IGN, Kadaster NL, Ordnance Survey, Esri/Japan, METI, Esri China (Hong Kong), (c) OpenStreetMap contributors, and the GIS User Community. © 2020 DeLorme, France

令和2年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ため池ハザードマップ作成業務委託(谷池) 水深(最大)



神川中学校



神川幼稚園

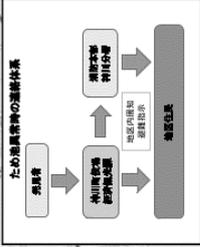
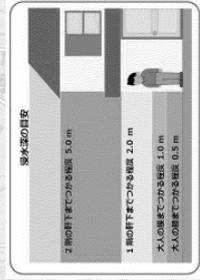


青柳保育所

【ため池ハザードマップについて】
ため池ハザードマップは、ため池が決壊した場合の
浸水想定範囲と避難所などを示したものです。
予測される浸水深などの状況を提示することで、災
害時の自主的な避難に役立つといなことを目的
としています。

谷池の概要
・ 堤高：4.4m
・ 総貯水量：17,000m³
このハザードマップは、洪水時の谷池が決壊した場合、
浸水深(60分間での最大水深)において避難の可能・不可能の
範囲を予測したものであります。避難時には、着色部分から離
れる方向に行動してください。
(状況によっては、この予測と異なる場合があります。)

- 住宅情報**
- 公共
 - 店舗等
 - 学校・病院
 - 家屋等
- 到達予想時間
- 国道
 - 県道
 - 鉄道
 - 河川
- 指定避難所
- 水深**
- 2.0~5.0m未満
 - 1.0~2.0m未満
 - 0.5~1.0m未満
 - 0.5m未満



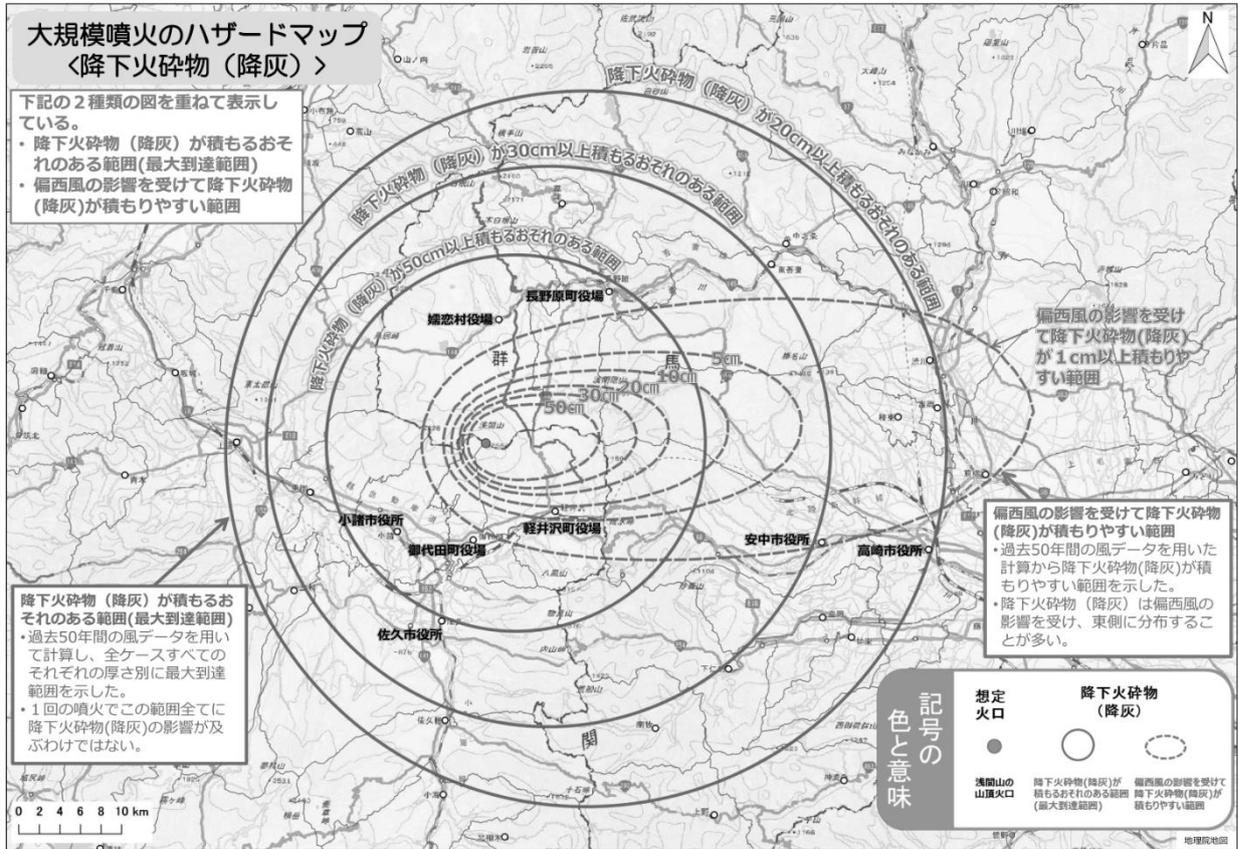
- 【緊急連絡先】
- ・ 神川町役場 (代表) 0495-77-2111
 - ・ 経済観光課 0495-77-0703
 - ・ 児玉郡市広域消防本部 0495-24-0119
 - ・ 神川分署 0495-77-2086
 - ・ 児玉警察署 0495-72-0110
- 【避難所】
- ・ 青柳保育所 (所在地：神川町大字新里2787-1)
 - ・ 神川中学校 (所在地：神川町大字新里450)
 - ・ 神川幼稚園 (所在地：神川町大字新里362-2)

Sources: Esri, HERE, Garmin, Intermap, increment P Corp., GEBCO, USGS, FAO, NPS, NRCAN, GeoBase, IGN, Kadaster NL, Ordnance Survey, Esri Japan, METI, Esri China (Hong Kong), Swisstopo, Mapbox, and the GIS User Community

○火山ハザードマップ等

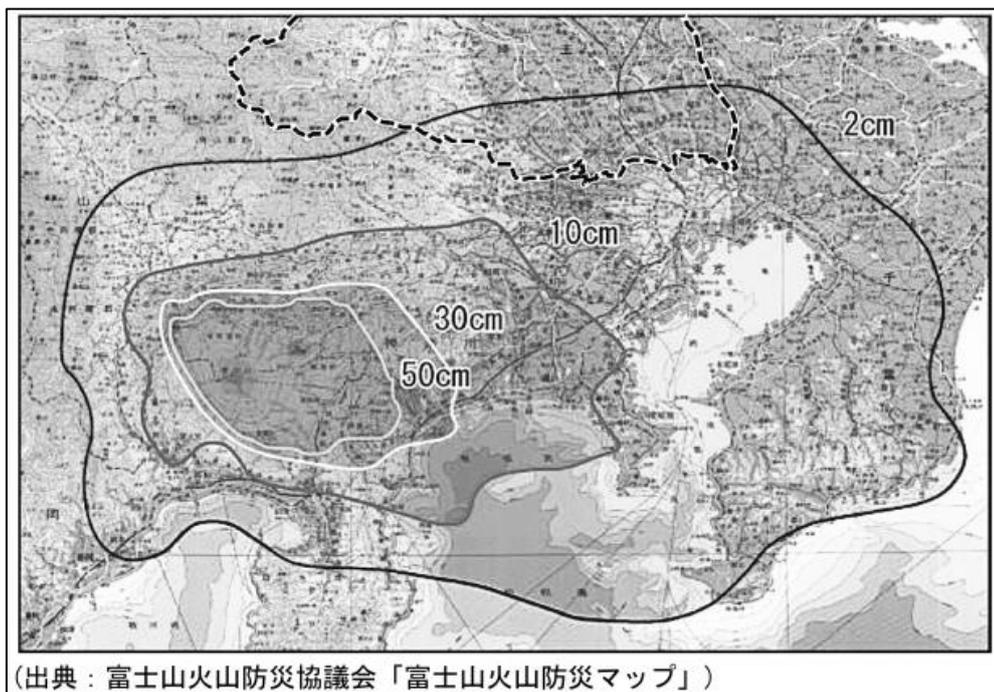
1 火山ハザードマップ（浅間山）

[引用：大規模噴火のハザードマップ（降灰）（平成 30 年 3 月）（浅間山火山防災協議会）]



2 降灰可能性マップ（富士山）

[引用：埼玉県地域防災計画（令和 3 年 3 月）（埼玉県）]



[救援施設・備蓄等]

○避難所・避難場所一覧

令和3年12月末時点

番号	種別	施設名	所在地	電話番号
1	兼用	神川中学校	神川町大字新里 450	0495-77-2409
2 [※]	兼用	多目的交流施設	神川町大字下阿久原 1088	0274-52-2588
3	兼用	丹荘小学校	神川町大字関口 110-1	0495-77-3502
4	兼用	青柳小学校	神川町大字二ノ宮 60-1	0495-77-2109
5	兼用	渡瀬小学校	神川町大字渡瀬 540-1	0274-52-2765
6 [※]	兼用	神泉小学校	神川町大字下阿久原 875-1	0274-52-2767
7	兼用	神川幼稚園	神川町大字新里 362-2	0495-77-4188
8	兼用	丹荘保育所	神川町大字八日市 222-1	0495-77-4048
9	兼用	青柳保育所	神川町大字新里 2787-5	0495-77-3596
10	避難場所	美原公園	神川町大字元原 200-9	-
11	避難場所	丹荘公園	神川町大字八日市 2570-7	-
12	避難場所	青柳公園	神川町大字新里 2787-1	-
13	避難所	中央公民館	神川町大字植竹 867-2	0495-77-3671
14	避難所	就業改善センター	神川町大字植竹 900-1	0495-77-4651
15	避難所	ふれあいセンター	神川町大字二ノ宮 166-2	0495-77-1521
16	避難所	総合福祉センター いこいの郷	神川町大字関口 90	0495-74-1155

※…土砂災害警戒区域内にあるもの

○医療機関一覧

令和3年10月1日時点

1 病院・医院

病院・医院名	所在地	電話番号
さかもとクリニック	神川町大字元阿保 362	0495-77-0013
富永クリニック	神川町大字新里 367-2	0495-77-0762
吉田医院	神川町大字中新里 307-1	0495-77-2015
関根内科外科医院	神川町大字新里 221-1	0495-77-7667

2 歯科医院

歯科医院名	所在地	電話番号
さとこデンタルクリニック	神川町大字八日市 305-1	0495-77-1477
西村歯科医院	神川町大字熊野堂 73-4	0495-77-0648
ひかる歯科クリニック	神川町大字植竹 652-1	0495-77-1418
前川歯科医院	神川町大字二ノ宮 241-5	0495-77-4978

3 薬局

薬局名	所在地	電話番号
田村薬局	神川町大字関口 81-1	0495-77-2027
くるみ薬局	神川町大字元阿保 360-1	0495-77-5552
さくら薬局 神川店	神川町大字新里 374-5	0495-77-7007
コスモス神川薬局	神川町大字新里 221-4	0495-71-5363

○防災用物資等の備蓄状況

1 生活必需品等

令和3年12月末日時点

品目	備蓄量	備考
パック毛布	78 枚	
毛布（救援物資）	40 枚	
パック毛布（カネカロン）	472 枚	
パック毛布（マイクロファイバー）	688 枚	
レスキューシート	150 枚	
寝袋	378 袋	
テント（2人用）	50 張	
段ボールトイレ	100 基	
防災用救急箱セット	5セット	50人用1セット、20人用2セット、10人用2セット
段ボールベッド	6組	未使用
簡易ベッド	10組	
システム畳	30 畳	半畳 60 枚
折り畳みベンチ	20 台	
非接触式温度計	25 個	
パルスオキシメーター	16 個	
フェイスシールド	1200 個	
不織布マスク	8950 枚	
ウェットティッシュ（大）	400 個	
ウェットティッシュ（小）	350 個	
サマースカーフ	1104 枚	
単4電池	200 本	
単3電池	352 本	
不織布シューズカバー	3000 組	
卓上型センサー式ディスペンサー	45 個	
多目的テント	29 張	
折りたたみひなんベッド	200 台	
段ボールパーテーション	1800 台	
圧縮保管袋	32 枚	
和式便器用セット	15セット	
備蓄型自動パック式トイレ	2 基	
災害用トイレセット	22セット	
ゴム手袋（S）	459 双	
ゴム手袋（M）	990 双	
ゴム手袋（L）	428 双	
アルコール消毒液	12 本	5ℓ
除菌・防菌ジェル	25 本	500ml
子ども用おむつ	-	
大人用おむつ	-	
生理用品	-	

2 保存食等

令和3年12月9日時点

品目	備蓄量	備考
保存水	2,400 本	500ml
主食	1,564 食	
(うち、アレルギー対応食)	(96 食)	特定原材料等 (27 品目) 不使用
パン類	1,640 食	
菓子類	402 食	
(うち、アレルギー対応食)	(330 食)	特定原材料等 (27 品目) 不使用
ゼリー飲料	320 個	熱中症対策用

3 防災用資機材等

令和3年12月末日時点

品目	備蓄量	備考
土嚢袋	800 枚	
ブルーシート	65 枚	3.6m×5.4m
トラロープ	10 束	20m
カラーコーン	50 個	
コーンバー	25 本	
コーンベット (重り)	30 個	
折りたたみ式リヤカー	1 台	
ガス発電機	2 台	
スタンド式LED投光器	4 台	
スタンドライト (四角)	4 台	マキタ ML805
スタンドライト	4 台	マキタ ML807
フラッシュライト	2 台	マキタ ML808
充電器	2 台	マキタ DC18RD
防護服 (S)	140 着	
防護服 (M)	200 着	
防護服 (L)	210 着	
発電機	2 台	

○要配慮者利用施設一覧

令和3年12月末日時点

名称	所在地	電話番号	警戒区域等※
学校			
神川幼稚園	神川町大字新里 362-2	0495-77-4188	
丹荘小学校	神川町大字関口 110-1	0495-77-3502	
青柳小学校	神川町大字二ノ宮 60-1	0495-77-2109	
渡瀬小学校	神川町大字渡瀬 540-1	0274-52-2765	水
神泉小学校	神川町大字下阿久原 875-1	0274-52-2767	土
神川中学校	神川町大字新里 450	0495-77-2409	
児童福祉施設・学童保育所			
丹荘保育所	神川町大字八日市 208	0495-77-4048	
青柳保育所	神川町大字新里 2787-1	0495-77-3596	
渡瀬保育園	神川町大字渡瀬 662-1	0274-52-2780	土
梨の実クラブ	神川町大字関口 110-8	0495-77-4887	
あおやぎ学童保育	神川町大字二ノ宮 79-1	080-5430-3588	
渡瀬学童保育所	神川町大字渡瀬 565-1	0274-52-2677	水
丹荘学童保育所	神川町大字関口 21-8	090-4061-8907	
高齢者施設			
特別養護老人ホーム いろりの友	神川町大字八日市 739-2	0495-77-1212	
特別養護老人ホーム いずみ	神川町大字上阿久原 567	0274-52-6038	土
老人保健施設 かみかわ	神川町大字新里 2783-5	0495-77-2060	
グループホーム ゆうゆう倶楽部	神川町大字肥土 220	0495-74-2333	水
グループホーム わたど	神川町大字渡瀬 1024-3	0274-20-3355	水
グループホーム らんらん倶楽部	神川町大字熊野堂 2578	0495-74-2323	
グループホーム さくらプラザ	神川町大字元阿保 639-1	0495-74-2330	
地域密着型通所介護事業所 ありの実デイサービス	神川町大字元阿保 778-1	0495-77-2939	
通所介護・ショートステイ 結いの心	神川町大字関口 133-1	0495-71-8531	
住宅型有料老人ホーム こしの神川	神川町大字八日市 64-8	0495-71-6080	
住宅型有料老人ホーム こしの神川八日市	神川町大字八日市 428-3	0495-74-0033	
住宅型有料老人ホーム シルバーホームペンタス	神川町大字八日市 24-4	0495-74-1116	
住宅型有料老人ホーム ガイア神川	神川町大字八日市 64-27	0495-71-8013	
住宅型有料老人ホーム 優和の里神川	神川町大字八日市 303-1	0495-77-7770	
介護付有料老人ホーム ベストケアレジデンス羽衣	神川町大字新里 186-6	0495-77-1000	
サービス付き高齢者向け住宅 シルバーホームこむぎ式番館	神川町大字元原 168	0495-77-5570	
サービス付き高齢者向け住宅 はなわホーム	神川町大字原新田 146-1	0495-77-3522	
サービス付き高齢者向け住宅 はなわホームA棟	神川町大字原新田 152-1	0495-77-3522	
サービス付き高齢者向け住宅 ふるさとホーム神川	神川町大字元阿保 911-1	0495-74-1102	
サービス付き高齢者向け住宅 メグミ～神川～	神川町大字八日市 216	0495-71-9920	
緩和型通所サービス 梨花 club	神川町大字元阿保 360-1	0495-77-5334	
障害者福祉施設			
放課後等デイサービス ピース	神川町大字中新里 173-7	0495-71-8955	
放課後等デイサービス カラフルかみかわ	神川町大字植竹 651-1	0495-71-8571	
共同生活援助 彩花ホーム	神川町大字植竹 264-2	0495-77-4833	
共同生活援助 ケアホームつばさ	神川町大字元阿保 848-3	0495-77-6500	

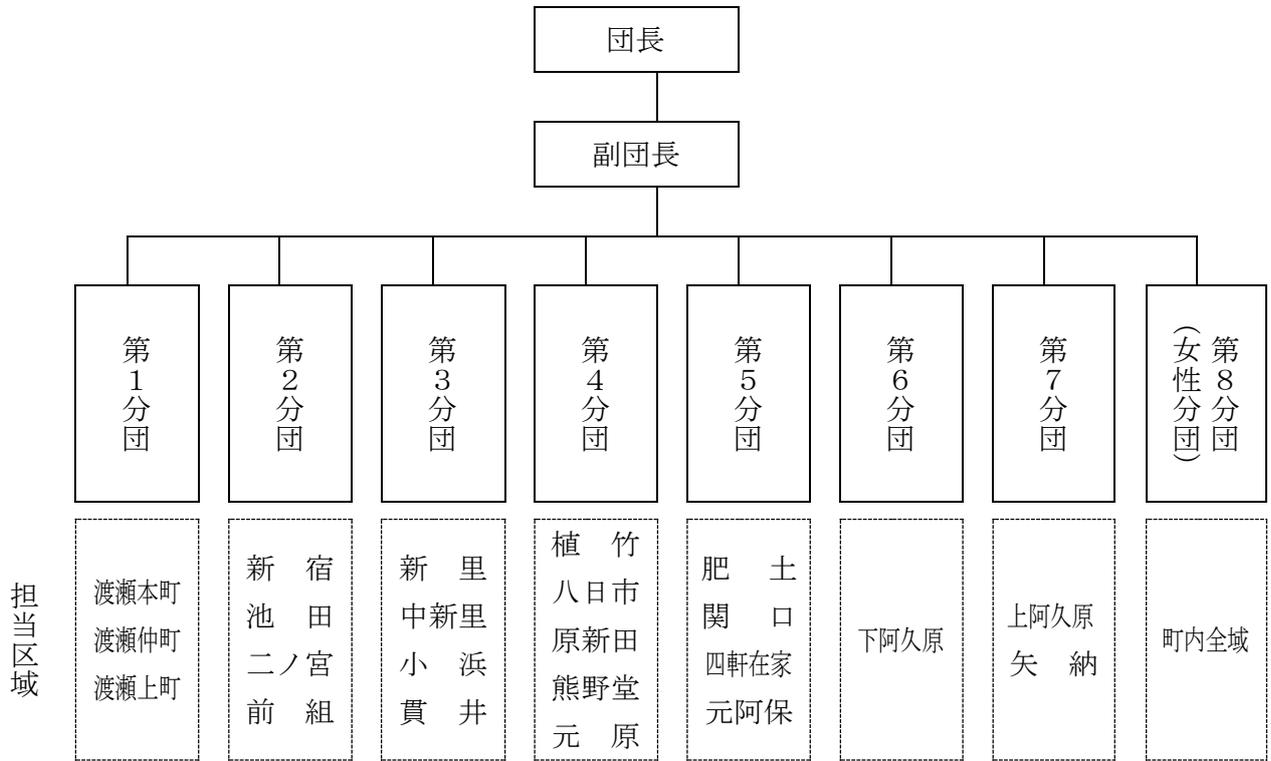
名称	所在地	電話番号	警戒区域等※
共同生活援助 アイリス	神川町大字植竹 388-7	0495-77-4006	
共同生活援助 ケアホームきずな	神川町大字関口 151-1	0495-77-4876	
共同生活援助 グループホームハナハナ	神川町大字元原 26-1	090-9383-5724	
障害者支援施設 ルピナス神川町ホーム	神川町大字新宿 1251	0495-77-4678	土
障害者支援施設 神川フロンティア	神川町大字関口 150-3	0495-77-4876	
生活介護・就労継続支援（B型） つどい	神川町大字熊野堂 125-2	0495-77-0433	
生活介護・就労継続支援（B型） デイケアセンターぬくもり	神川町大字元阿保 848-1	0495-74-1111	
就労継続支援（B型） 彩花事業所	神川町大字植竹 736-7	0495-77-4833	
就労継続支援（B型） ステージワン	神川町大字植竹 388-7	0495-71-5880	

※「水」は浸水想定区域内にある施設を、「土」は土砂災害警戒区域内にある施設を示す。

[消防関係]

○消防団の組織概要

令和3年4月1日時点



[輸送関係]

○ヘリポート一覧

令和3年12月末時点

名称	所在地	管理者	対応区分	
			県防災ヘリ	ドクターヘリ
神川ゆ〜ゆ〜ランド	神川町大字小浜（神流川河川敷）	神川町長	○	○
多目的交流施設	神川町大字下阿久原（多目的交流施設グラウンド）	神川町長	-	○

○県指定緊急輸送道路一覧

令和2年8月時点

種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
1	埼玉県	254	補国	国道254号	川越市小仙波（16号との交差点）～ 神川町大字肥土（群馬県境）
2	埼玉県	462	補国	国道462号	神川町大字新宿（上里鬼石線との交差点）～ 本庄市児玉町吉田林（254号との交差点）
3	神川町	-	市町村	町道1級 3号線	神川町大字植竹647-1～ 神川町大字植竹909-1
3	埼玉県	22	主要	上里鬼石線	神川町大字元阿保（254号との交差点）～ 神川町大字渡瀬 （矢納浄法寺線との交差点）
3	埼玉県	289	一般	矢納浄法寺線	神泉支所～ 神川町渡瀬（上里鬼石線との交差点）

※種別1 第一次特定緊急輸送道路、種別2：第一次緊急輸送道路、種別3：第二次緊急輸送道路

※補国：埼玉県管理国道、主要：主要地方道、一般：一般県道 市町村：市町村道

○異常気象時の県道の通行規制

令和3年6月末日時点

路線名	規制内容	規制基準	規制区間	延長
吉田太田部譲原線	通行止	連続雨量120mm	檜尾橋～冬桜の宿神泉	L=7.3km
矢納浄法寺線	通行止	連続雨量100mm	鳥羽川橋～住居野入口	L=2.5km

[条例等]

○神川町防災会議条例

(平成18年1月1日)
条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、神川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ6人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年6月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○神川町災害対策本部条例

(平成18年1月1日)
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、神川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔協定等〕

締結協定等一覧

名称	締結先	頁
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び埼玉県内市町村	資料-45
消防相互応援協定	群馬県藤岡市（旧：鬼石町）	資料-47
児玉郡市広域消防相互応援協定書	埼玉県本庄市、埼玉県美里町、埼玉県上里町	資料-48
災害時における相互援助に関する協定書	千葉県多古町	資料-50
神川町・神河町 災害時相互応援に関する協定書	兵庫県神河町	資料-53
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	資料-54
神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社	資料-56
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	資料-64
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	資料-65
下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所	資料-69
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 関東エリアグループ	資料-71
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	資料-75
防犯・防災情報の緊急放送に関する協定書	株式会社ほんじょうFM	資料-77
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人本庄市児玉郡医師会	資料-79
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	本庄市児玉郡歯科医師会	資料-82
災害時の遺体搬送に関する協定	埼玉県霊柩自動車協会、群馬県霊柩自動車協会	資料-84
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人和泉の会 特別養護老人ホームいずみ	資料-89
	社会福祉法人神流福祉会 特別養護老人ホームいろりの友	資料-91
	社会福祉法人ルピナス会 障害者支援施設ルピナス神川ホーム	資料-93
災害時における物資供給等の協力に関する協定	埼玉ひびきの農業協同組合	資料-95
災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書	株式会社ナック	資料-97
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	資料-99
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン （旧：三国コカ・コーラボトリング株式会社）	資料-101
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	資料-103
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	資料-105
災害時における物資の供給に関する協定書	大和紙器株式会社	資料-108
災害時における物資の輸送に関する協定	社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部	資料-110
災害時における仮設トイレの確保に関する協定	株式会社サニティション	資料-114
災害時における入浴機会の提供に関する協定書	株式会社温泉道場	資料-117
災害応急工事等に関する協定	一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部	資料-118
災害時における応急対策活動に関する協定	神川町建設業組合	資料-119
災害時における応急対策の協力に関する協定書	埼玉土建一般労働組合本庄支部	資料-121
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	資料-123
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	資料-125
災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書	一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部	資料-127
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	資料-128
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 神川町社会福祉協議会	資料-134
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	資料-136
災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	資料-138

○災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県及び埼玉県内市町村）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

○消防相互応援協定（藤岡市（旧：鬼石町））

第1条 この協定は、消防組織法第21条の規程に基づき神川村と鬼石町との消防相互応援に関して定めるものとする。

第2条 神川村は鬼石町の区域内、鬼石町は神川村の区域内の火災等防ぎよのため、第5条及び次に掲げる方法により応援部隊を派遣するものとする。

第3条 この協定により出動する消防隊は、両町村とも消防団とする。

第4条 相互応援を区分して普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援とは、応援区域内に発生した火災を認知し、もしくは受報した場合に受援地の要請をまたずに応援出動することをいう。

3 特別応援とは、普通応援以上の応援を必要とする場合において、受援地の市町村長、消防長又は消防団長の要請により出動することをいう。

第5条 普通応援の出動部隊は一隊とする。

（但し、状況によりこの限りでない。）

第6条 応援部隊はすべて受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第7条 応援出動に要する手当、機械器具類の修理費、燃料費等一般的な経費についてはすべて応援側の負担とする。但し、特別の場合は、当事者間の協議の上決定するものとする。

第8条 この協定は、昭和46年12月1日から施行する。

右協定の証として、本書2部作成各自壺部を保有するものとする。

昭和46年11月30日

神川村長

鬼石町長

*市町村名は、協定締結当時のもの

○児玉郡市広域消防相互応援協定書（本庄市、美里町、神川町及び上里町）

令和2年4月1日 締結

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「協定市町」という。）の消防相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、協定市町相互間の協力体制を確立し、その消防力を活用して、当該災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の区域は、協定市町の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

（1） 普通応援 協定市町が接する地域及びその地域周辺部で災害が発生した場合に、災害発生地側からの要請を待たずに出場する応援をいう。

（2） 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、災害発生地側からの要請に基づいて出場する応援をいう。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、特別応援を要請しようとする協定市町（以下「受援市町」という。）の長が、他の協定市町（以下「応援市町」という。）の長に対し応援要請を行うものとする。ただし、その時間的余裕がない場合は、消防長又は受援市町の消防団長から、応援市町の消防団長に対し、応援要請を行うことができるものとする。

2 応援要請を行う場合、受援市町の長又は消防長若しくは受援市町の消防団長（以下「要請者」という。）は電話その他の方法により、次の事項を明確にして、応援市町の長又は応援市町の消防団長（以下「応援者」という。）に対し、応援要請を行うものとする。

（1） 災害の種別

（2） 災害発生の場所及び災害の状況

（3） 応援要請する人員数又は隊数

（4） 必要な資機材の種類及び数量

（5） 出場場所及び活動内容

（6） その他必要な事項

3 普通応援で出場した場合、応援市町は直ちに受援市町に連絡をするものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 応援要請を受けた協定市町は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲内において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援者は、応援隊を派遣したときは、出場時刻、出場人員又は隊数、出場機械器具及び到着予定時刻その他の必要事項を要請者に連絡するものとする。ただし、要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請者に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 この協定に基づき応援のため出場した応援隊は到着後、要請者に到着報告をし、受援市町の消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(報告)

第8条 応援市町の消防団長は、応援隊の活動内容その他の必要事項について、応援市町の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援市町の負担とする。
- (2) 資機材で応援の要請により調達又は立て替えたものについては、受援市町が現物を補完又はその経費を負担する。
- (3) 応援活動を継続するにあたり、燃料、資機材、食料等を必要とする場合は、受援市町が現物を調達又はその経費を負担する。
- (4) その他必要経費を要する場合は、その都度、当該協定市町間で協議の上、決定をする。

2 前項各号に規定する経費等の負担について、特に必要があると認められる場合は、その都度、当該協定市町間で協議の上、決定をする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協定市町間の長が協議の上、決定をする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定市町の長が協議の上、行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町の長は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
(本庄市(旧児玉町)・美里町(旧美里村)間の消防相互応援協定書(昭和46年4月1日締結)及び本庄市・上里町(旧上里村)間の本庄市・上里村消防相互応援協定書(昭和42年11月1日締結)の廃止)
- 2 この協定の施行前に締結されている、本庄市(旧児玉町)・美里町(旧美里村)間の『消防相互応援協定書(昭和46年4月1日締結)』及び本庄市・上里町(旧上里村)間の『本庄市・上里村消防相互応援協定書(昭和42年11月1日締結)』は、この協定の施行の日をもって廃止する。

令和2年4月1日

本庄市長 吉田信解 印

美里町長 原田信次 印

神川町長 山崎正弘 印

上里町長 山下博一 印

○災害時における相互援助に関する協定書（千葉県多古町）

（協定の目的）

第1条 この協定は、埼玉県神川町又は千葉県多古町（以下「両自治体」という。）のいずれか一方において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、両自治体が相互に協力することで、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、もって被災地の早期復興を図ることを目的とする。

（援助の種類等）

第2条 この協定による援助の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

（1）物的援助

- ①食料品の提供
- ②生活必需品の提供
- ③応急対策用資機材の提供

（2）人的援助

- ①職員の派遣
- ②ボランティアのあっせん

（3）被災者等受入れ

- ①被災者の一時収容のための施設の提供
- ②被災傷病者の受入れ

（4）その他要請のあった事項

（援助の要請）

第3条 両自治体のいずれかが災害により被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資機材、人員等に不足をきたす場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）被害の状況

（2）必要とする援助の種類

（3）必要とする援助の具体的内容及び必要量

（4）援助を希望する期間

（5）援助物資の輸送先又は派遣職員等の参集場所

（6）前号に係る輸送又は旅行経路

（援助の実施）

第4条 援助自治体は、前条の規定により援助要請を受けた時は、被災自治体に援助の種類等を連絡し、直ちに援助を実施するものとする。ただし、特別な事情により援助の実施が出来ない場合は、その旨を回答するものとする。

（経費の負担）

第5条 援助自治体が援助に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとする。

2 被災自治体において、前項の規定による負担をするいとまがない場合、援助自治体は、当該経費を一時繰替支弁し、災害復旧後、速やかに清算するものとする。

(災害補償等)

第6条 援助自治体の派遣職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体への往復途上に生じたものの除き、被災自治体はその賠償をする。

(情報交換等)

第7条 両自治体は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、平時から援助に必要な情報交換を行うとともに、応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに両自治体のうちいずれからも意思表示がない場合は、更に3年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、両自治体協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両自治体それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月23日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

埼玉県神川町

神川町長 清水 雅之

千葉県香取郡多古町多古584番地

千葉県多古町

多古町長 菅澤 英毅

(連絡先)

連絡先			連絡責任者	連絡担当者
神川町	防災環境課	(TEL) 0495-77-2124 (FAX) 0495-77-3915 (衛星電話) 011-383-4-261 (衛星FAX) 011-383-299	課長	担当者
多古町	総務課	(TEL) 0479-76-2611 (FAX) 0479-76-7144 (衛星電話) 012-347-721 (衛星FAX) 012-347-722	課長	担当者

災害援助要請書

(援助自治体の長) 様

(被災自治体の長)

災害時における相互援助協定第3条の規定により、次のとおり援助を要請します。

被害の状況				
援助の種類等	物的援助	内容	品名	数量
		①食料品 ②生活必需品 ③資機材		
		内容的援助	職種	人数
	被災者等 受入れ	①職員の派遣 ②ボランティア		
		内容	人数	
	その他			
希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
物資輸送先 又は 派遣参集場所				
参考経路				
連絡先	(所属・職・氏名) (電話番号)			
備考				

○神川町・神河町 災害時相互応援に関する協定書（兵庫県神河町）

（趣旨）

第1条 埼玉県神川町と兵庫県神河町（以下、「協定町」という。）は、友好・連携の精神に基づき、いずれかの町域において災害が発生し、被災町では十分な応急措置が実施できない場合に、被災町の要請にこたえ、相互に協力し、被災町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急復旧及び復興業務に必要な職員及び民間ボランティアの派遣
- (2) 被災町の被災者の受け入れ
- (3) 食糧、生活必需品、復旧活動等に必要な資機材の供給及び提供

（応援要請の手続き）

第3条 被災町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員等の職種及び人員
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的活動）

第4条 大規模な災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合は、応援町は速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 応援町の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援町の負担とする。
- 3 応援町の職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援町の職員の派遣に要する経費は、被災町及び応援町が協議して定める。

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町の長それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地
神川町長 清水 雅之

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町長 山名 宗悟

○埼玉県防災ヘリコプター応援協定（埼玉県）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

○神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）

神川町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、この協定の対象となる郵便局は、第3条のとおりとする。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子ども、その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (6) 地域経済活性化に関すること
- (7) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (8) その他、地域の活性化・住民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容及び方法等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（連携郵便局）

第3条 この協定の連携郵便局は、次表に定める郵便局とする。

郵便局名	住所
児玉郵便局	埼玉県本庄市児玉町児玉330番地7
渡瀬郵便局	埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬633番地21
丹荘郵便局	埼玉県児玉郡神川町大字関口138番地7
青柳郵便局	埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮71番地5

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討・実施により知り得た情報を、相手方の承諾を得ず、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、この協定を廃止した後も、前項に定める守秘義務の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない限り、当該期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他)

第9条 2017年1月26日に締結した「地域における協力に関する協定」及び「災害発生時における神川町と児玉郵便局及び神川町内郵便局の協力に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2021年1月13日

甲 埼玉県児玉郡神川町植竹909番地
神川町長

山崎 正弘 印

乙 埼玉県本庄市児玉町児玉330番地7
日本郵便株式会社
児玉郵便局長

加部 正生 印

埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬633番地21
日本郵便株式会社
渡瀬郵便局長

山口 康一 印

埼玉県児玉郡神川町大字関口138番地7
日本郵便株式会社
丹荘郵便局長

高橋 正敏 印

埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮71番地5
日本郵便株式会社
青柳郵便局長

木村 光伸 印

神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書に係る実施要領

2021年1月13日

神 川 町

日本郵便株式会社

神川町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 連携事項の実施について

- (1) 協定第2条第1項第1号から第3号については、「地域における協力に関する覚書」のとおりとする。
- (2) 協定第2条第1項第4号については、「災害発生時における協力に関する覚書」のとおりとする。
- (3) 協定第2条第1項第5号から第8号については、当該各号に関する事業が策定された時に、甲及び乙の協議により別に定めるものとする。

地域における協力に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は、「神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条第1項第1号から3号までの実施に関して必要な細目について、次のとおり定める。

（協力の方法）

第2条 各郵便局は、神川町内における業務中、次に掲げる場合について、業務に支障のない範囲で、町に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、町に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の町内住民等の何らかの異変に気付いた場合は、別紙1「高齢者等見守り報告書」により情報提供する。
- (2) 道路の異状を発見した場合は、別紙2「道路損傷状況等連絡票」により情報提供する。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合は、別紙3「不法投棄等発見報告書」により情報提供する。

2 前項の規定により各郵便局が情報提供した場合において、町は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に関する疑義等が生じた場合には、町及び各郵便局が協議の上、これを決定するものとする。

高齢者等見守り報告書

作成者	所属	郵便部
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分 頃		
状 況	(該当する項目の□にチェックしてください)		
	状況 <input type="checkbox"/> 郵便物、新聞が溜まっている <input type="checkbox"/> 書留、小包配達の際、お伺いしても不在の場合が多い <input type="checkbox"/> その他 []		
住所等	住 所		住宅地図ページ
	略 図		
備 考			

市町村 連絡先	神川町役場 町民福祉課	
	TEL	0495-77-2112
	FAX	0495-77-2117
	e-mail	tf2112@town.kamikawa.saitama.jp

年 月 日

神川町役場 建設課 様

(TEL : 0495-77-0702)

(FAX : 0495-77-3915)

児玉郵便局

TEL 0495-72-4800

FAX 0495-72-5002

(発見者氏名)

道路損傷状況等連絡票

下記のとおり道路損傷状況等を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日		午前・後	時	分頃
道路損傷 状況等	道 路	<input type="checkbox"/> 陥 没	<input type="checkbox"/> 路肩の崩壊	<input type="checkbox"/> 冠水	
		<input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	側 溝	<input type="checkbox"/> マス・フタの損傷	<input type="checkbox"/> フタの落込み	<input type="checkbox"/> 大きな隙間	
		<input type="checkbox"/> 排水のあふれ	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	付 属 構造物	<input type="checkbox"/> 防護柵	<input type="checkbox"/> カーブミラー	<input type="checkbox"/> 照明灯	
		<input type="checkbox"/> 標識の破損	<input type="checkbox"/> その他 ()		
橋 梁	<input type="checkbox"/> 欄干	<input type="checkbox"/> 取付部分の破損	<input type="checkbox"/> 路面・歩道の凹凸		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
河 川 (水路)	<input type="checkbox"/> 土砂溜まり	<input type="checkbox"/> 水のあふれ	<input type="checkbox"/> 構造物の崩壊		
	<input type="checkbox"/> ゴミ等の不法投棄	<input type="checkbox"/> その他 ()			
その他					
発見場所	神川町		番地	付近	

年 月 日

神川町役場 建設課

道路損傷状況等の措置状況のお知らせ

ご連絡いただきました道路損傷状況等について、次のとおり措置しましたのでお知らせいたします。

措置状況	
------	--

不法投棄等発見報告書

作成者	所属	郵便部
	氏名	

発見日時	年 月 日 () 時 分 頃		
内 容	(該当する項目の□にチェックしてください)		
	<p>不法投棄物</p> <p><input type="checkbox"/>家電5品目 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機) ※当てはまる項目に○を付けてください</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (捨てられていたもの:) ※具体的にご記入ください 例: タイヤ・自転車・ソファ等</p> <p>土砂等の搬入物</p> <p><input type="checkbox"/>埋立て</p>		
不法投棄場所	住 所		住宅地図ページ
	略 図		
備 考			

市町村 連絡先	神川町役場 防災環境課	
	TEL	0495-77-2124
	FAX	0495-77-3915
	e-mail	bousaik@town.kamikawa.saitama.jp

災害発生時における協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、「神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条第1項第4号の実施に関して、神川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、神川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請できる。

(1) 緊急車両等としての車両提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ 災害者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するため必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前号に掲げるもののほか、要請があったもののうち協力できる事項

（注）別紙4「避難者情報確認シート（避難先届）」又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力したものが要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 神川町 防災主管課 課長

乙 日本郵便株式会社 児玉郵便局長

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを決定するものとする。

【地方公共団体用】

※町が避難所において郵便配達を希望する
避難者に配布する書式
町 ⇒ 避難者 ⇒ 町 ⇒ 郵便局

N^o

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 _____月 _____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

※承諾の場合は、 内に「し」を付してください。

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

○災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、神川町長 清水雅之（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 神川町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 神川町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月1日

甲 国土交通省
関東地方整備局長

乙 神川町長

○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

神川町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

- 2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

- 2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
- 3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努める

ものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年 2月26日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町長 清水雅之 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号

東日本電信電話株式会社

取締役 埼玉事業部長

笠井澄人 印

【別紙1】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【神川町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL FAX E-Mail
(副)	TEL FAX E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL E-Mail
(副)	TEL E-Mail

神川町

東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

神川町およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる 回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。	◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。 また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 神川町による 通話試験 (避難所含む)	① 各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

○下久保ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定（独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所）

独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所長（以下「甲」という。）と、神川町長（以下「乙」という。）は、乙が神流川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙の要請により住民に伝達する情報の内容は、神流川周辺における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

乙が行う住民等への災害情報等の伝達にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

甲が設置している警報設備のスピーカーを用いた音声放送

2 伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲が警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用できないものとする。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年7月11日

甲 独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所長 小川 浩

乙 神川町長 田村 啓

〔下久保ダム管理所 放流警報所一覧表〕

	場 所	住 所
1	下久保ダム管理所	埼玉県児玉郡神川町大字矢納1356-3
2	矢納警報所	〃 矢納字手津久1-13
3	譲原警報所	群馬県藤岡市譲原1363-4
4	鬼石警報所	〃 鬼石字上町22-21
5	秩父瀬警報所	埼玉県児玉郡神川町大字阿久原字秩父瀬114-9
6	渡戸警報所	〃 渡瀬字姥石川端1089-3
7	若泉警報所	〃 渡瀬字下町556-3
8	浄法寺警報所	群馬県藤岡市浄法寺字中尾根386-3
9	寄島警報所	埼玉県児玉郡神川町大字新宿字淵の上124
10	保美警報所	群馬県藤岡市保美上ノ台1545-3
11	小浜警報所	埼玉県児玉郡神川町大字小浜字下西河原1334-3
12	本郷警報所	群馬県藤岡市本郷字新田（国土交通省神流川河川敷内）
13	元阿保警報所	埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字河原96-8
14	戸塚警報所	群馬県藤岡市下戸塚字七反畑766-4
15	中河原警報所	高崎市新町字中河原地先
16	上勝場警報所	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字上勝場1859-15
17	金久保警報所	〃 金久保1989
18	忍保警報所	〃 忍保1068-3
19	八町河原警報所	〃 八町河原2214-2

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

神川町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、神川町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、神川町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月12日

甲) 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町

神川町長 清水 雅之

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2

株式会社ゼンリン

関東エリア統括部長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - ア 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - イ 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ウ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - エ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - オ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

神川町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、神川町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、神川町が神川町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ神川町の行政機能の低下を軽減させるため、神川町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、神川町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、神川町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、神川町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 神川町が、神川町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 神川町が、神川町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 神川町が、災害発生時の神川町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 神川町が、神川町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 神川町が、神川町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 神川町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、神川町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく神川町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、神川町から提供を受ける情報について、神川町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、神川町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、神川町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、神川町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年12月9日

神川町：埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町

町長 山崎正弘

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

○防犯・防災情報の緊急放送に関する協定書（株式会社ほんじょうFM）

神川町（以下「甲」という。）と株式会社ほんじょうFM（以下「乙」という。）は、防犯・防災情報の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町内において人命に係る犯罪若しくは災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に防犯・防災情報を緊急放送することにより、被害の軽減を図り、もって町民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪 人命に危害を及ぼす犯罪及び事故をいう。
- （2）災害等 地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、猛暑その他の異常な自然現象若しくは武力攻撃事態等の非常の事態をいう。
- （3）緊急放送 前条の目的を達成するために、甲の要請により、乙が所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 犯罪若しくは災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急放送を行う必要があると認めるときは、次の各号に定める方法により運用するものとする。

- （1）乙の放送局員がスタジオにいる場合
 - ア 甲は、ファクシミリ等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明示した放送原稿を送付する。
 - イ 乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに緊急放送を実施する。また、必要と認めるときは、適宜繰り返して放送する。
- （2）乙の放送局員がスタジオにいない場合
 - ア 甲は、別に定める乙に所属するいずれかの者に連絡を取り、緊急放送を依頼する。
 - イ 乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容を確認し放送する。

（費用の負担）

第4条 緊急放送に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- （1）乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。
- （2）緊急放送の実施により、予定していた広告放送ができなかったときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙双方が誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月23日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町

神川町長 山崎 正弘

乙 埼玉県本庄市朝日町1-14-20

株式会社ほんじょうFM

代表取締役 坂上 幸規

○災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人本庄市児玉郡医師会）

美里町、神川町及び上里町（以下「甲」という。）と一般社団法人本庄市児玉郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲の構成員が定める地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て医療救護活動を行うため必要な事項を定める。

（災害医療コーディネーターの派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、甲の構成員が定める地域防災計画に基づき、災害医療に関する総合調整等を実施するため、乙に対し、災害医療コーディネーターの派遣を要請するものとし、乙は、乙の会員のうちから、甲に対し、災害医療コーディネーターを派遣するものとする。

2 災害医療コーディネーターの業務は次のとおりとする。

- （1）医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整
- （2）町災害対策本部と乙との連絡調整
- （3）町災害対策本部への助言
- （4）その他医療救護に関すること

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、乙に対し、災害医療コーディネーターを通じて、医療救護班を構成する医師及び看護師（以下「医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、医師等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 医療救護班の医師等以外の構成員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）救護所における傷病者に対する応急処置その他の必要な医療の提供
- （2）トリアージの実施
- （3）必要に応じ避難所の巡回
- （4）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（救護所及びトリアージポストの設置）

第6条 救護所は、甲乙協議のうえ安全かつ適切な場所に甲が設置する。

2 トリアージポストは、甲乙協議のうえ安全かつ適切な場所に必要に応じて甲が設置する。

（後方医療機関の選定）

第7条 傷病者の後方医療機関の選定は、甲乙協議のうえ決定し、円滑に行う。

（医薬品等の確保及び輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が確保する医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

4 必要に応じ医療救護班は医薬品等を携行する。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 第3条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の出動に要した費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(災害補償)

第11条 第3条の規定に基づき、乙が派遣した医療救護班の構成員が、医療救護活

動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号)によるものとする。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(応援協力)

第13条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力する。

2 前項の規定により乙が県外を含む他市町村で医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りはこの協定を準用する。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(旧協定の終了)

第16条 この協定の締結にともない、甲及び乙が平成12年7月24日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、合意解除する。

(有効期間)

第17条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときには、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長される。以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 美里町
美里町長

.....原田 信次.....

神川町
神川町長

.....清水 雅之.....

上里町
上里町長

.....関根 孝道.....

乙 一般社団法人 本庄市児玉郡医師会
会 長

.....高橋 茂雄.....

○災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（本庄市児玉郡歯科医師会）

本庄市（以下「甲」という）、美里町（以下「乙」という）、神川町（以下「丙」という）及び上里町（以下「丁」という）と、本庄市児玉郡歯科医師会（以下「戊」という）は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲、乙、丙又は丁がその防災計画に従って医療救護活動を行う際、戊の協力を得て、被災住民に対して迅速かつ的確な歯科医療救護活動を実施することを目的とする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲、乙、丙又は丁は、それぞれが定める地域防災計画等にもとづき歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、戊に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 甲、乙、丙又は丁は、戊に対して、次の事項を連絡するものとする。

（1）災害の発生場所及び災害の状況

（2）救護所又は避難所の有無及びこれらを設置した場合の位置等

3 戊は、前項の定めにより、甲、乙、丙又は丁から要請があった場合は、速やかに歯科医療救護班の編成を行い、甲、乙、丙又は丁の指定する場所に派遣する。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲、乙、丙又は丁が災害現場に設置する救護所又は避難所その他甲、乙、丙又は丁が要請する場所において、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施。

（2）傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定。

（3）身元確認のための歯科所見採取の協力。

（4）被災者に対する口腔ケア活動及び歯科医療。

（歯科医療救護班の輸送）

第5条 甲、乙、丙又は丁は、歯科医療救護活動の円滑実施のため、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の使用など）

第6条 戊が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、緊急一時的に当該救護班が携行するものの他は、原則、甲、乙、丙又は丁が確保する。

2 甲、乙、丙又は丁は歯科医療救護活動が円滑に行われるように、必要器材の準備及び環境の整備を行う。必要器材については甲、乙、丙又は丁と戊との間で協議の上決定する。

3 医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲、乙、丙又は丁が行う。

4 医薬品等の輸送は、原則として甲、乙、丙又は丁の責任において行う。

（医療費）

第7条 医療救護所等における歯科医療救護活動に関する医療費は、原則として傷病者の負担はないものとする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条の規定に基づき、戊が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は甲、乙、丙又は丁が負担す

る。

- (1) 歯科医療救護班の日当及び編成・派遣に要する経費。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師あるいは歯科衛生士等が歯科医療救護活動において負傷し、あるいは疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費。
- (4) 上記以外、この協定実施のために要した経費のうち甲、乙、丙又は丁が必要と認めた経費。

2 歯科医療救護活動により第三者に損害を与えた場合には、甲、乙、丙又は丁と戊との間で協議のうえ措置する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙又は丁と戊との間で協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁又は戊から何らかの申し出がない場合は、さらに1年間更新し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を5通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

附則

1. この協定書は平成12年12月12日より施行する
2. この協定書は令和3年12月20日より改定施行する

令和3年12月20日

甲

本庄市

本庄市長 吉田 信解

乙

美里町

美里町長 原田 信次

丙

神川町

神川町長 山崎 正弘

丁

上里町

上里町長 山下 博一

戊

本庄市児玉郡歯科医師会

会長 竹内 靖

○災害時の遺体搬送に関する協定（埼玉県霊柩自動車協会及び群馬県霊柩自動車協会）

神川町（以下「甲」という。）と、埼玉県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）、群馬県霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時の遺体搬送に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙又は丙若しくは乙及び丙の両者（以下「両者」という。）に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害時に搬送を必要とするときは、乙又は丙若しくは両者に対して搬送を要請することができる。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した災害発生に伴う遺体搬送要請書（別添様式1）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うことができる。

- (1) 担当者の連絡先
- (2) 要請の理由
- (3) 必要とする霊柩車両数
- (4) 搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- (5) その他の必要事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙又は丙若しくは両者の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体搬送に従事するものとする。

2 両者は、従事する搬送業務の状況により、甲の了解をとった上で搬送業務を調整することができる。

（搬送実績報告）

第6条 乙又は丙若しくは両者は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送実績報告書（別紙様式2）を甲に報告するものとする。

- (1) 搬送従事者名及び従事車両
- (2) 搬送を行った期間
- (3) その他必要な事項

（費用の負担及び算定方法）

第7条 搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

2 搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙又は甲丙協議のうえ、決定するものとする。

3 搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲乙又は甲丙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙又は丙若しくは両者は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項の他に、乙又は丙若しくは両者が遺族の要請により搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙又は丙若しくは両者が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙又は丙から費用の支払請求があったときは、乙又は丙若しくは両者に対して速やかに支払うものとする。

(広域的な応援体制)

第10条 両者は、災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第11条 両者は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に両者の会員名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

(協定に関する連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては、神川町防災環境課長とし、乙にあつては埼玉県霊柩自動車協会会長、丙にあつては群馬県霊柩自動車協会会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 両者は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 両者は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じて乙及び丙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 両者は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に職員の同乗を要請することができるものとする。

(変更の通知)

第16条 甲は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに両者に通知するものとする。

(定期協議)

第17条 甲及び両者は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(その他)

第18条 この協定に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して決定する。

(協定の施行日)

第19条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(協定の有効期間)

第20条 この協定は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙又は丙から書面による解約の申し出がないときは、その後の1年間は効力を有するものとする。以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909
神川町
町長 清水 雅之

乙 埼玉県飯能市八幡町4-12
埼玉県霊柩自動車協会
会長 青木 利男

丙 群馬県藤岡市藤岡2434
群馬県霊柩自動車協会
会長 林 直男

【連絡先】

甲 神川町
防災環境課
埼玉県児玉郡神川町大字植竹909
電話 0495-77-2124 FAX 0495-77-3915

乙 埼玉県霊柩自動車協会
埼玉県飯能市八幡町4-12
(有)青木葬祭内
電話 042-974-2304 FAX 042-973-7154

丙 群馬県霊柩自動車協会
群馬県藤岡市藤岡2434
株ベルハース内
電話 0274-24-4444 FAX 0274-24-1500

(様式第1)

年 月 日

災害発生に伴う遺体搬送要請書

(埼玉県・群馬県) 霊柩自動車協会 会長 様

神 川 町 長 印

災害時の遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

担当者の連絡先	所在地 : 氏名・役職 : 電話 ()
要 請 の 理 由	
必要霊柩車両数	両
搬 送 要 請 期 間	年 月 日 より 年 月 日 まで
搬 送 拠 点	所在地 : 施設名 : 連絡先 :
事前連絡の日時	年 月 日 時 分
備 考	

(様式第2)

年 月 日

災害発生に伴う遺体搬送実績報告

神 川 町 長 様

(埼玉県・群馬県) 霊柩自動車協会 会長 印

災害時の遺体搬送に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

連 絡 先	
従 事 者 名	社 (詳細別紙)
従事した車両	両 (詳細別紙)
搬 送 期 間 主な搬送区間	年 月 日 より 年 月 日 まで (日間) () ~ ()
備 考	

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（特別養護老人ホームいずみ）

神川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人和泉の会特別養護老人ホームいずみ（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月25日

(甲) 神川町長 清水 雅之

(乙) 社会福祉法人和泉の会
特別養護老人ホームいずみ
施設長 岡部 宇裕

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（介護老人福祉施設いろりの友）

神川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人神流福祉会特別養護老人ホームいろりの友（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであつて、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月25日

(甲) 神川町長 清水 雅之

(乙) 社会福祉法人神流福祉会
介護老人福祉施設いろりの友
施設長 岡泉 三千代

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（障害者支援施設ルピナス神川ホーム）

神川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人ルピナス会障害者支援施設ルピナス神川ホーム（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- （2） 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- （2） 要援護者等に要する食費
- （3） その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月25日

(甲) 神川町長 清水 雅之

(乙) 障害者支援施設ルピナス神川ホーム
施設長 小室 博

○災害時における物資供給等の協力に関する協定（埼玉ひびきの農業協同組合）

神川町（以下「甲」という。）と埼玉ひびきの農業協同組合（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神川町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、ガソリン・灯油等の燃料及び、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- （1）応急生活物資の調達及び供給
- （2）物資輸送車両の確保

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- （1）応急生活物資の種類及び数量
- （2）応急生活物資の運搬先
- （3）その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- （1）供給した応急生活物資の種類及び数量
- （2）運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費はのうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）供給した応急生活物資に要する経費
- （2）運搬車両及び従事者に要する経費
- （3）その他甲が負担すべき経費

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、他のJA等との間で、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月7日

甲 神川町長 清水 雅之
乙 埼玉ひびきの農業協同組合
代表理事組合長 富田 実央

○災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書（株式会社ナック）

神川町（以下「甲」という。）と株式会社ナック（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水等の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町内に災害が発生し又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、乙の飲料水等の供給協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、飲料水等の甲が指定する場所への優先供給について、協力を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により協力を要請する場合は、品目、数量、指定場所等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第6条 乙による飲料水等の搬送が可能な場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を納品書により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙が第3条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用を次のとおり負担するものとする。

- （1）飲料水等の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。
- （2）原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。その場合の費用は、甲が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(連絡担当者等の指定)

第10条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成29年 2月23日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

甲 埼玉県神川町
神川町長 清水 雅之

東京都新宿区西新宿1丁目25番1号

乙 株式会社ナック
代表取締役社長 吉村 寛

○災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

神川町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のおとり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文章をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施した時は、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとす

する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月1日

甲 神川町長

乙 NPO法人コメリ災害対策センター
理事長

○災害時における救援物資提供に関する協定（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

神川町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 神川町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、神川町役場に災害対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- （1）乙は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）キースイッチ付自販機（専用キーで払い出し）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- （2）乙は速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- （3）乙は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行なうものとする。
- （4）第3号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行なう時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月8日

甲 神川町長 清水 雅之

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
埼玉第二支社長 高橋 茂

救援物資（飲料水）提供要請書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

様

神川町長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第2条第2項の規程により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（神川町）・ 応答者（三国）指名	要：応：
物資搬入等における 神川町担当者	神川町 課 氏名電 話
その他	

○災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

神川町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年11月5日

甲 神川町長 清水 雅之

乙 株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅

○災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

第1条（趣旨）

神川町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、神川町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が神川町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第3条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条（福祉用具等物資供給の要請手続き）

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条（引渡し）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第8条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第9条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第10条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

第11条（配慮事項）

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域へ

の要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第12条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第13条（費用）

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第14条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

第15条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第16条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第17条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年 3月 9日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

神川町

神川町長 清水 雅之

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木 孝二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

要請No ー

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

神川町長 印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3 引渡し場所

4 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○災害時における物資の供給に関する協定書（大和紙器株式会社）

神川町（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町内において地震災害、風水害、崖崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給を要請することができるものとする。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を行うものとする。

(1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）

(2) 段ボール製簡易ベッド

(3) その他乙の取扱い製品

（協力の実施）

第4条 乙は第2条の規程により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。

（要請手続き）

第5条 第2条の要請は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第6条 物資は、甲の指定する場所に、乙は職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引き渡しを行うものとする。

2 乙は引き渡し後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（物資の買い取り）

第7条 引き渡しを受けた物資は、甲が乙から買い取るものとする。

2 買い取り価格は、甲、乙協議の上、災害発生直前の適正な価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、集結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月7日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地
神川町長 山崎 正弘

乙 大阪府茨木市西河原北町1番5号
大和紙器株式会社
代表取締役 窪田 英志

年 月 日

大和紙器株式会社

代表取締役 様

神川町長

災害時における物資の供給に関する協定に基づく物資要請書

「災害時における物資の供給に関する協定」第5条第1項に基づき、下記のとおり要請いたします。

要 請 物 資	数 量
段ボール製品 (段ボールシート及び段ボールケース)	セット
段ボール製簡易ベッド	セット
その他	セット

納品希望日	年 月 日
納品場所	

○災害時における物資の輸送に関する協定（埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部）

神川町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 神川町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年5月9日

甲 神川町長

清水 雅之

乙 社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部長

長谷川 昌則

埼玉県トラック協会

本庄児玉郡支部

様

神川町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送、数量及び輸送先等輸送業務

輸送業務 年 月 日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

神川町 様

埼玉県トラック協会
本庄児玉郡支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年 月 日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他 _____

○災害時における仮設トイレの確保に関する協定（株式会社サニティション）

神川町（以下「甲」という。）と株式会社サニティション（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレの確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した際に、避難所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「仮設トイレの確保等」とは、甲において災害が発生し、本協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難所へ搬入・設置し及び搬出することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対して仮設トイレ確保要請書（様式第1号）により仮設トイレの確保等を要請する。甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話等により乙に対して仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対して送付するものとする。なお、仮設トイレが不要となった場合は、別途、甲は乙に対し撤去を要請する。

2 乙は、前項の要請に対して可能な限り協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第2号）を作成し甲に提出するものとする。

（経費負担）

第5条 この協定に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月12日

甲 神川町長

清水 雅之

乙 株式会社サニティション

代表取締役社長 大久保 千代枝

仮設トイレ確保要請書

年 月 日

株式会社サニテーション

代表取締役社長 様

神川町長

「災害時における仮設トイレの確保等に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

設置場所	施設名	基数	設置希望日時
特記事項			

神川町担当者

課 氏名

TEL

FAX

協力要請日： 年 月 日 午前・午後 時 分

仮設トイレ確保報告書

年 月 日

神川町長 様

株式会社サニテーション
代表取締役社長

「災害時における仮設トイレの確保等に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

設置場所	施設名	基数	設置完了日時
特記事項			

サニテーション担当者

氏名

TEL

FAX

○災害時における入浴機会の提供に関する協定書（株式会社温泉道場）

神川町（以下「甲」という。）と株式会社温泉道場（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合において、乙が甲に行う協力事項等について必要となる基本的な内容を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

- （1）被災者への入浴機会の提供
- （2）入浴機会の提供時の乙の保有する消耗品の提供
- （3）保有する飲料水の提供
- （4）保有する雑用水の提供

（協力の申出等）

第3条 甲は、前条に掲げる協力事項を依頼する場合は、乙に文書又は口頭で申し出るものとする。

2 甲は、前項の申出を受けた場合は、広報などの必要な措置をとるものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく協力及び要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙が無償でこれを提供するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 7月18日

埼玉県児玉郡神川町植竹909番地

甲 神川町
町長 山崎 正弘

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3700番地

乙 株式会社温泉道場
代表取締役社長 山崎 寿樹

○災害応急工事等に関する協定（埼玉県建設業協会児玉支部）

埼玉県神川町（以下「甲」という。）と（社）埼玉県建設業協会児玉支部（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に応急措置に係わる工事等の施工に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害に対し迅速かつ的確に対応し、町民生活の安定とその確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急工事等協力要請書（別記様式）により、次の業務（以下「災害応急工事等」という。）への従事を要請することができる。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに災害応急工事等協力要請書を交付するものとする。

- (1) 甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設で災害を受けたものの応急復旧
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で日常生活に著しい影響を及ぼしているものの除去
- (3) その他甲が必要と認める応急措置

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等によりやむを得ないと認める場合には、乙の会員以外の業者に災害応急工事等への従事を要請することができる。

（連絡体制）

第3条 乙は、応急措置を円滑に実施するため、年度毎に情報連絡体制を定め毎年度当初に甲に通知するものとする。変更があった場合も同様に通知するものとする。

（工事の施工）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けたときは、直ちに災害応急工事等を実施するものとする。ただし、特別な事情により実施ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡を受けた乙は、甲の職員の指示に従い、直ちに必要な人員、機械等を出動させ、工事を施工するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の責任において応急工事を実施することができる。

なお、工事を実施した場合は速やかに甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工等の価格は、適正な価格とする。

（協定の期間）

第6条 この規定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年2月8日

甲 神川町長 清水 雅之

乙 （社）埼玉県建設業協会児玉支部長 竹並 紀松

○災害時における応急対策活動に関する協定（神川町建設業組合）

神川町（以下「甲」という。）と神川町建設業組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神川町で災害が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

（1）乙の組合員対し、道路上の障害物の除去、道路の破損箇所、その他の応急措置の業務に従事すること。

（2）乙の組合員の所有する応急活動に必要な重機械及び資機材を提供すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、組合員に対し口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前項の規定に基づく要請を受けた組合員は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員等、甲が指定する者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書（別記第3号様式）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務課長とし、乙にあつては組合長とする。ただし、道路上の障害物の除去及び道路の破損箇所の応急措置に関しては、甲の連絡責任者は建設課長とする。

3 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理及び解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 乙は、この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に適用されるよう平素から必要な情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期限は、平成22年7月5日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する

平成22年7月5日

甲 神川町長 清水 雅之

乙 神川町建設業組合長 高橋 武夫

○災害時における応急対策の協力に関する協定書（埼玉土建一般労働組合本庄支部）

神川町（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合本庄支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の地域で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合、被災した建物等の補修等の災害応急業務に、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は前条の目的を達成するため、災害応急業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に要請を行うことができる災害応急業務は次のとおりとする。

- （1）災害救助法に基づく被災住宅の応急修理に関すること。
- （2）甲が必要と認める災害応急業務。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請に対応するため、あらかじめ乙の組合員の名簿及び災害状況に応じた資機材の供給体制を整備するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、乙に対して第3条に規定する業務を要請するときは、書面（任意様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭連絡にて要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

2 甲及び乙は、災害応急業務を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

（災害応急業務活動）

第6条 乙は前条の規定により、災害応急業務を実施する場合、甲の指示に従い応急活動をするものとする。

（着工及び完了の報告）

第7条 乙が災害応急業務を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が第3条第1項第2号の災害応急業務に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、「埼玉県建築工事共通費積算基準」等により積算し、甲と乙が協議の上決定した額とする。

(協定の期間の更新)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもってこの協定を変更若しくは、終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後この例によることとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909
神川町
神川町長 山崎 正弘

乙 埼玉県本庄市児玉町共栄464番地1
埼玉土建一般労働組合本庄支部
支部長 福島 久則

○災害時における電気設備等の復旧に関する協定（埼玉県電気工事工業組合）

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、神川町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5）災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成23年2月8日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間

満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成23年2月8日

甲 神川町長 清水 雅之

乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

○災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社）

神川町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、神川町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （2） 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （3） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （1） 停電復旧に係る応急措置の実施
- （2） 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前

までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月7日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

甲 神川町

神川町長 山崎 正弘

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

熊谷支社

熊谷支社長 大矢 孝

○災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書（一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部）

神川町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部（以下「乙」という。）は、地震・風水害及びその他の災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）におけるLPガス及びガス設備（以下「LPガス等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神川町地域防災計画に基づき、災害時において避難所等へのLPガス等の供給要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の提供を受けようとするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は乙に対し、LPガス等の供給を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先的にLPガス等の提供に努めるものとする。

（LPガス等の運搬）

第4条 LPガス等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

2 LPガス等の設置場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該設置の確認を行うものとする。

3 LPガス等の撤去は、甲の要請により、乙が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙からLPガス等の提供を受けたときは、その費用を負担するものとする。

2 LPガス等の提供に要する費用は、災害時直前における価格を基準として、提供時に甲乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月15日

児玉郡神川町大字植竹909番地
甲 神川町
神川町長 山崎 正弘

本庄市日の出3丁目6番50号
乙 一般社団法人埼玉県LPガス協会本庄支部
代表 支部長 春山 利朗

○災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）

神川町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、神川町内における地震、風水害その他の災害発生時（以下「災害時」という。）における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町内における災害時に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。

- （1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援協力要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び当該宅名称等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により甲から支援要請を受けた乙は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに速やかに認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第7条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前ま

で、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申出をしないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年 1月23日

児玉郡神川町大字植竹909番地

甲 神川町
神川町長

.....

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会
会 長

.....

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

神川町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	神川町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【要請担当者】

担当課 _____

氏 名 _____

電 話 _____

携 帯 _____

F A X _____

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

神川町長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	神川町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

- 2 要請人員 _____名
- 3 集合場所 _____

【派遣担当者】
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

埼玉ひびきの農業協同組合

代表理事組合長 様

神川町長

㊟

「災害時における物資供給等の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

協力要請業務

事項	内 容
要請業務	
日時	
場所	
連絡先	
備考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

神川町長 様

埼玉ひびきの農業協同組合
代表理事組合長 ㊟

「災害時における物資供給等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力業務

事項	内 容
要請業務	
日時	
場所	
連絡先	
備考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

○災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（神川町社会福祉協議会）

神川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、神川町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町内の災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 神川町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月12日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909
神川町
神川町長 山崎正弘

乙 埼玉県児玉郡神川町大字関口90
社会福祉法人 神川町社会福祉協議会
会長 山崎正弘

○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）

神川町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 18日

(甲) 埼玉県児玉郡神川町植竹909番地

神川町

町長 山崎正弘

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

埼玉司法書士会

会長 山崎秀美

○災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会）

神川町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神川町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた神川町内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により神川町外から同町内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町

神川町長

山崎正弘

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会

会長

関口隆夫

年 月 日

災害時支援要請書

埼玉県行政書士会会長 様

神川町長

災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所属 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃

[その他]

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

[出典：令和3年度災害救助基準（令和3年6月18日時点）]

※は県告示追記事項を示す。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 ○高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上する。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 <p>※原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。</p>
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2 年以内とする。 ※ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能である。
		賃貸型応急住宅 1 規格 建設型仮設住宅に準じる 2 限度額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(燃)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) ※ 給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。 ※ 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上する。 ※ 費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（燃）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする。 2 現物給付に限る。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 患者等の移送費は、別途計上する。 ※ 次の範囲内において行う。 ①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置・手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 妊婦等の移送費は、別途計上する。 ※ 次の範囲内において行う。 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。 ※ 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	-
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額とする。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程(定時制の過程及び通信制の課程を含む。)のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12才未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 ※ 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ①棺(附属品を含む。) ②埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ③骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上する。 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 ※ 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	※ 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	-
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額とする。（別表）
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。		-

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、下記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	1 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 ※ 救助事務費以外の費用の額とは、「救助救助の程度、方法及び期間」において支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額、損失補償に要した費用の額、扶助金の支給基礎額を合算した額、災害救助法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに同法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

(別表) 日当、時間外勤務手当及び旅費

①日当（1人1日当たり）	
医師及び歯科医師	21,700円以内
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,100円以内
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,600円以内
土木技術者及び建築技術者	15,200円以内
救急救命士	14,700円以内
大工	25,600円以内
左官	26,800円以内
とび職	27,300円以内
②時間外勤務手当	
職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内。	
③旅費	
職種ごとに、①に定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例に定める額以内。	

○被害報告判定基準

[出典：確定報告記入要領（埼玉県地域防災計画）]

区分	基準
人的被害	<p>1：「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</p> <p>2：「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</p> <p>3：「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>4：「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</p>
住家被害	<p>1：「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2：棟とは、一つの独立した建物とする。</p> <p>3：世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</p> <p>4：「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</p> <p>5：「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</p> <p>6：「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7：「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8：「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1：「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2：「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3：「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4：非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
田畑被害	<p>1：「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2：「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3：「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>

区分	基準
道路被害	<p>1：道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2：道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他被害	<p>1：「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2：「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3：「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4：「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5：「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6：「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7：「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8：「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9：「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10：「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11：「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12：「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13：「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14：「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15：「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>
被害金額	<p>1：「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2：「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3：「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p>

区分	基準
	<p>4 : 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 : 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 : 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 : 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 : 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 : 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 : 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1 : 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 : 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備考	<p>1 : 「災害発生場所」とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 : 「災害発生年月日」とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 : 「災害の種類概況」とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 : 「消防機関の活動状況」とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 : 「その他」とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難情報の発令を行った場合には、その概況とする。</p>

※住家被害のうち、「半壊」についてはさらに下記の基準で細分化される。

また、「準半壊」は下記の基準とされる。

[出典：災害の被害認定基準について（府政防 670 号令和 3 年 6 月 24 日）

（内閣府政策統括官（防災担当））]

区分	基準
半壊	<p>大規模半壊</p> <p>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。</p>
	<p>中規模半壊</p> <p>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。</p>

区分		基準
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

○町内危険物施設の状況

[出典：令和2年度版消防統計（児玉郡市広域消防本部）]

製造所等の別		数
製	造 所	6
貯 蔵 所	屋 内	19
	屋 外 タ ン ク	7
	屋 内 タ ン ク	1
	地 下 タ ン ク	14
	簡 易 タ ン ク	0
	移 動 タ ン ク	14
	屋 外	4
	小計	59
取 扱 所	給 油	20
	第 一 種 販 売	0
	第 二 種 販 売	0
	移 送	0
	一 般	25
	小計	45
合計		110

○文化財一覧

令和3年12月末時点

指定別	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	重要文化財	金鑽神社多宝塔	二ノ宮 736-3	M45. 2. 8
		銅造阿弥陀如来立像	新里 1828-1 (県立歴史と民俗の博物館出品中)	T 2. 8. 20
	特別天然記念物	御嶽の鏡岩	二ノ宮 751・渡瀬 1418-2	S 31. 7. 19
	名勝・天然記念物	三波石峡	矢納 1 番地先 (登仙橋から上流約 1500m間)	S 32. 7. 3
県指定	史跡	幸春院六地藏塔	関口 40-1	S 9. 3. 31
	天然記念物	無量院石重寺の夫婦ウメ	新宿 43-1	H13. 3. 16
	無形民俗文化財	有氏盤台行事	下阿久原 34-2 (有氏神社)	H 4. 3. 11
	旧跡	伝・緑野寺旧跡	新宿 396-1 外	S 36. 9. 1
阿久原牧跡		阿久原地区	S 36. 9. 1	
県選択	無形民俗文化財	木宮神社座祭	渡瀬 737-1 (木宮神社)	S 35. 3. 1
県選定	重要遺跡	青柳古墳群	新里他	S 44. 10. 1
		池田遺跡	池田、二ノ宮他	S 51. 10. 1
		白岩古墳群	新里字白岩地内	S 51. 10. 1
町指定	史跡	安保氏館跡	元阿保 176-11 外	S 38. 10. 10
		塩川広平生地並びに墓	元阿保 538 外	S 38. 10. 10
	有形文化財	大光普照寺古文書	二ノ宮 667-1	S 38. 10. 10
	民俗文化財	小松神社茅の輪くぐり	小浜 640-1 (小松神社)	S 62. 3. 10
	史跡	中新里諏訪山古墳	中新里 99-1 外	S 62. 3. 10
	民俗文化財	八日市の獅子舞	八日市 527-1 (熊野神社)	S 62. 3. 10
		池田の獅子舞	池田 848-1 (守神神社)	S 62. 3. 10
		渡瀬の獅子舞	渡瀬 737-1 (木宮神社)	S 62. 3. 10
	有形文化財	絹本着色両界曼荼羅図	二ノ宮 667-1	H 1. 12. 13
	史跡	白岩銚子塚古墳	新里 2094 外	H 3. 12. 16
	有形文化財	流水文双雀鏡	植竹 867-2 (中央公民館)	H 5. 2. 17
		諏訪ノ木古墳出土埴輪	〃	H 5. 2. 17
		南塚原 10 号墳出土遺物	〃	H 5. 2. 17
	史跡	大塚稲荷古墳	新里 283	H14. 5. 31
	有形文化財	元禄十五年国境論争裁許絵図	新宿 175	H14. 5. 31
	史跡	駒形稲荷	下阿久原 356	S 44. 11. 1
		四阿山神社	下阿久原 1369	S 44. 11. 1
		丹生神社	上阿久原 1-1	S 44. 11. 1
		城峯神社	矢納 1273	S 44. 11. 1
		満所大神宮	矢納 925	S 44. 11. 1
	有形文化財	薬師尊	矢納 868	S 44. 11. 1
		下阿久原芝居幕	下阿久原 813 (寿光寺)	S 62. 8. 3
		銅鏡	植竹 867-1 (中央公民館)	S 62. 8. 3
民俗文化財	住居野の獅子舞	上阿久原 (丹生神社)	S 44. 11. 1	
有形文化財	南塚原 58 号墳出土象嵌装大刀	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	
有形文化財	南塚原 72 号墳出土象嵌装柄頭	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	
有形文化財	愛染遺跡出土五銚杵	植竹 867-2 (中央公民館)	H29. 1. 27	

○神川町内の断層線

[出典：神川町誌（1989.3）]

※断層線及び地名を加工。「F 平井線」については、「深谷断層帯・綾瀬川断層（地震調査研究推進本部）」内の「平井断層」のおおよその位置を本図に重ね合わせ、点線で示している。



○東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

[出典：神川町地域防災計画（平成28年改定版）] ※各種用語、団体名等は当時のもの

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 計画の位置づけ

第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しく災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された。なお、平成14年4月に、東京都及び三重県の62市町村が追加指定され、強化地域は8都県263市町村となっているが、市町村合併により、平成24年4月1日現在1都7県157市町村が指定されている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部ではかなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定める。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても、行政機能は平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、本編第3章「震災応急対策計画」により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて本編第2章「震災予防計画」により対処する。
- 5 本町は、地震予防対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特

に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

2 予想地震

県内の地震は、地質地盤によって異なる震度5弱～5強程度とする。

「東海地震に関する情報の種別」

種 別	情報等の伝達基準
東海地震調査情報	東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合に、気象庁からの関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに、気象庁から関係機関に伝達される情報
警 戒 宣 言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときに閣議を経て発するもので、強化地域内の移住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知があり、関係機関に内閣から通知される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 目標

気象庁が強化地域で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認めた場合は、東海地震注意情報が発令される。

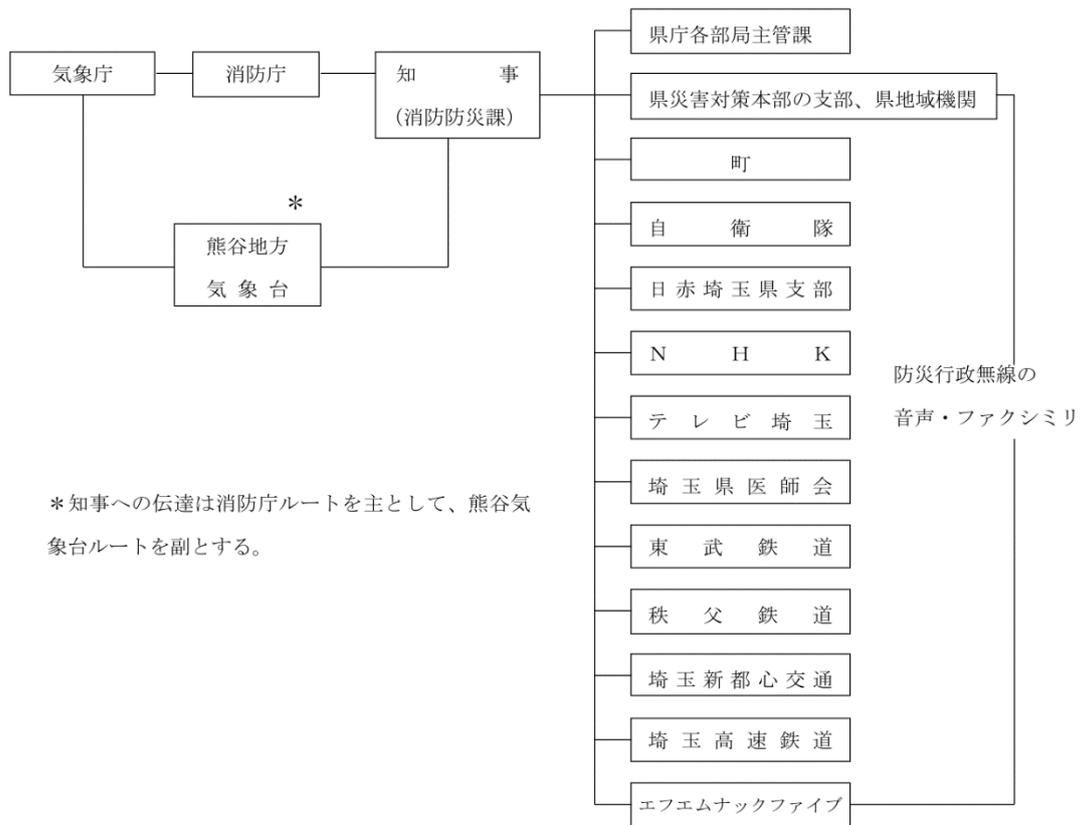
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第2 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び職員への伝達系統及び伝達手段を定める。



2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を職員に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、団体等に伝達する。

町民には、防災行政無線や防災情報メール、広報車等により伝達する。

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認められた事項

第3 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに本部の準備など必要な措置を講じる。

- 1 本部の設置準備
- 2 配備体制は、警戒体制とする
- 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、防災環境課は関係機関の協力を得て次の事項を行う

- (1) 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 防災関係機関等との連絡調整
- (3) 社会的混乱防止のため必要な措置

第3節 警戒宣言に伴う措置

第1 目標

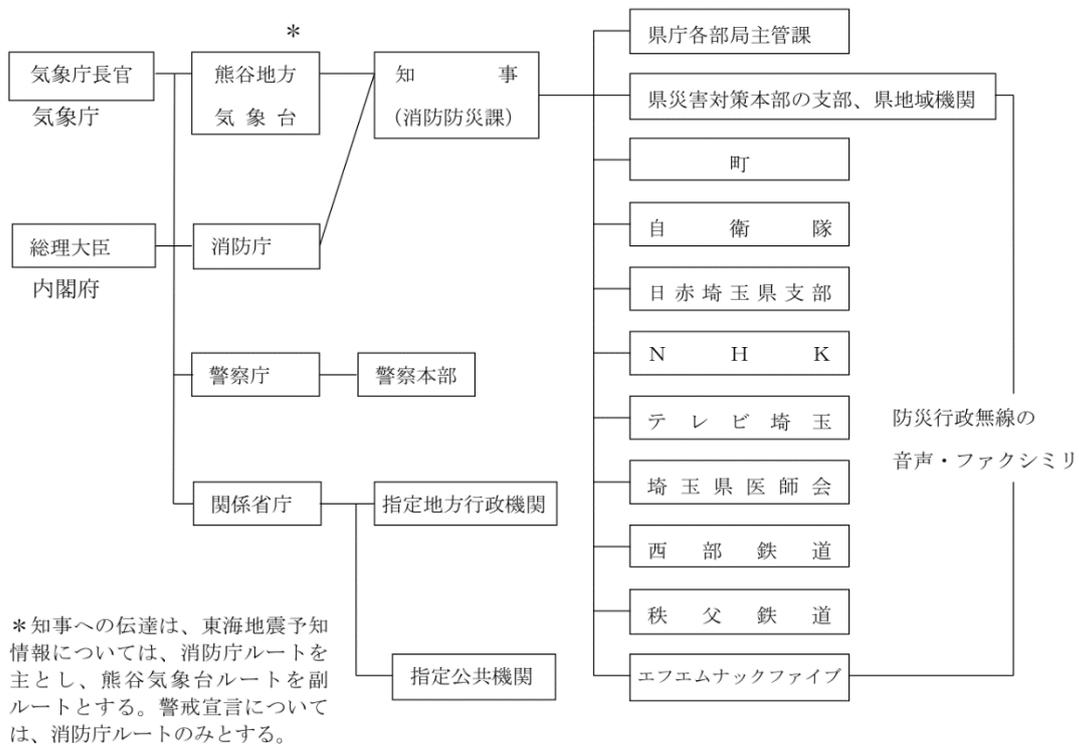
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生時までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の関係機関及び職員への伝達系統及び伝達手段を定める。



2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を職員に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、団体等に伝達する。

町民には、防災行政無線や防災情報メール、広報車等により伝達する。

3 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する通知文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第3 活動体制

- 1 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、本部を設置する。
- 2 配置体制は、非常時体制とする。
- 3 本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合は速やかに本編第3章「震災応急対策計画」に沿って応急対応ができるように準備する。

第4 広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の防止と地震による被害の軽減のため、町民、事業所等に広報活動を積極的に行う。

第5 警備、交通対策

警戒宣言が発令された場合には、町及び防災関係機関等により避難及び緊急輸送を円滑に実施するため、防災行政無線、広報車、防災情報メール、町ホームページ等を活用し、町民に周知して道路交通の混乱と交通事故を防止する。

- 1 交通規制の基本方針
 - (1) 県内における車両の通行は、極力抑制する。
 - (2) 強化地域及び隣接都県へ向かう車両の通行は、極力制限する。
 - (3) 強化地域及び隣接都県から流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
 - (4) 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図る。
- 2 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、町民等に広く周知徹底を図る。

(1) 走行中の車両

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路では時速 20 キロメートルの速度に減速）すること。

イ ラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。

ウ 現場の警察官等の指示に従うこと。

(2) 駐車中の車両

ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。

イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車し、やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、サイドブレーキをかけエンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

(3) 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

3 緊急通行車両等の確認

警戒宣言が発せられた場合に町が応急対策に使用する車両について、児玉警察署に緊急通行車両等の届出を行い、地震発生に備える。

なお、緊急通行車両等の確認は、風水害・事故災害対策編第 3 章第 10 節「交通対策計画」に定めるところにより実施する。

第 6 教育・医療関係機関・社会福祉施設対策

1 教育施設

幼稚園、小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を行い、園児・児童・生徒の生命の安全を確保する。

(1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は直に対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、本部や関係機関と連携をとり、情報を収集し、職員に周知する。

イ 職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安や動揺を与えないよう配慮する。

(2) 授業の中止

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校する。

(3) 児童、生徒の保護

職員は、名簿により児童、生徒の人員、氏名を確認の上、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

なお、徒歩又は交通機関を利用し、あるいは介添により通学している心身に障がいのある児童、生徒についても、同様とする。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校施設の安全に万全を期する。

ア 出火防止装置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と動作確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火金庫に収納し施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

火災による有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、棚及びロッカーの転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校は、児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を作成する。

イ 警戒宣言が発令されたときは、児童・生徒を校内で保護し、又は保護者に直接引き渡す旨を事前に周知する。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないよう保護者及び児童・生徒等に事前に周知する。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が状況に応じて自宅又は避難所に送りどける等の方策を講ずる。

(6) 私立学校等

私立の保育園や学校についても、公立学校等に準じた措置をとり、園児等の生命の安全を確保する。

2 医療関係施設

警戒宣言が発令されたときは、本計画に基づく体制を整えるとともに入院患者に対して安全措置をとり、外来患者には可能な限り診療業務を行い、町民の不安をなくすよう努める。

3 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられたときは、情報の収集に当たるとともに、防災組織の対応の確認、設備や機材の点検等を行う。

また、周囲の状況から避難すべきと判断された場合は、避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報の収集、伝達

社会福祉施設は、町、防災関係機関及び報道機関から正確な情報を収集し、入所者等に適切に伝達する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

(ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的

に伝達するなど配慮する。

- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知する。
- (ウ) 保護者からの照会に、的確な情報を提供する。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に周知する。
- (オ) 電話及び放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定める。

ウ 報告

警戒宣言に対応した措置について本部に連絡する。

エ 情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて本部との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発令されたときは、施設の防災計画に基づき、必要な要員を確保するとともに活動体制を整える。

防災計画が未作成の施設にあつては、次の事項について計画を作成する。

ア 情報班

- (ア) 町からの情報収集
- (イ) テレビ、ラジオによる情報収集
- (ウ) 入所者に対する情報伝達
- (エ) 町への報告

イ 消火班

- (ア) 火気使用器具類の安全点検
- (イ) 避難器具等の保管状況点検
- (ウ) ガスボンベの転倒防止
- (エ) 消火器具類及び消防設備の点検
- (オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

- (ア) 避難経路、避難所の確認
- (イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

非常持出品の持出し準備

オ 救護班

救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、入所者等の安全を確保するため、次の事項について確認や準備を行う。

ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認する。

イ 家族等と連携をとり、入所者を家族等に引き渡す場合は、いつ、どこで、どのような方法で行うかを明確にする。

ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の避難行動を明確にする。

エ 非常用の器具（ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をする。

また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

施設の実態に応じて、おおむね次の事項について整備点検を実施する。

なお、火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、が発生した際に直ちに消火できるよう措置する。

ア 火気使用設備器具

イ 発火流出等のおそれのある危険物

ウ 消火用設備

エ 落下、倒壊の危険のあるもの。特に屋内にある転倒する危険のある家具等について必要な転倒防止措置を行う。

オ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災等の危険性により、施設から避難すべきと判断される場合、又は町長等から避難勧告、避難指示があった場合は、避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について本部に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は、名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は、園において保護する。

エ 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをする。

第7 生活関連施設

1 電話（東日本電信電話株式会社埼玉支店、群馬支店）

警戒宣言が発令された場合は、状況に応じ対策組織を設置し、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲内において、一般通信を確保することを基本とする。主な業務を以下に示す。

(1) 重要通信確保等の業務

ア トラフィック監視、網措置（重要通信に確保と可能な限りの一般通信の確保）

イ 非常・緊急扱い通話及び電報の確保

ウ 設備の運転監視、試験統制

エ 緊急を要する局内設備の故障修理

オ 災害時優先電話の可能な範囲の故障修理

(2) 準備警戒業務

ア 警戒宣言等情報の伝達と周知

イ 情報連絡室もしくは地震災害時警戒本部の設置

ウ 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達

エ 災害対策機器の点検、整備及び非常配置

オ その他発災に備えた諸措置等

2 電力（東京電力株式会社熊谷支社、高崎支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

(1) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。

この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断をもって行う。

ア 特別巡視、特別点検及び機器調整等

イ 通信網の確保

ウ 仕掛け工事、作業中の各電力施設等における応急安全措置

(4) 災害時における広報宣伝

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、需要家に対し以下の事項を十分周知する。

(ア) たれ下がった電線には、絶対さわらないこと。

(イ) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具などの使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認の上で使用すること。

(ウ) 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切ること。

イ 震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きさを十分に考慮し、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

各現業機関→広報車→直接→一般公衆に周知する。

3 上水道

(1) 近隣市町からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(3) 応急復旧体制の準備を行う。

4 下水道

(1) 下水道施設保安措置をとり、二次災害防止措置の準備を行う。

(2) 応急復旧体制の整備を行う。

第8 生活物資対策

1 食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、備蓄品の在庫状況の確認と輸送体制の確立、町内業者等への物資供給の準備依頼等の措置を講ずる。

2 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部連絡調整班が一元管理及び配車等を行う。不足する場合は発生時に緊急輸送ができるよう、近隣市町及び業者に緊急調達又は輸送待機等を要請する。

○各種基準

1 指定緊急避難場所の指定基準・避難路の選定基準

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

- ・地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のアからウの条件を満たすこと。
- ・地震を対象とする避難場所については、次のアからオの全ての条件を満たすこと。
 - ア 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
 - イ 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
 - ウ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること。
 - エ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - オ 地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

(2) 避難路の選定基準

- ・避難路は、できるだけ幅員の広い道路とする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ・避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- ・避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

2 広域避難場所の選定基準

- ・面積 10ha 以上とする。(面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む。)
- ・避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- ・要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
- ・木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。
- ・大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- ・純木造密集市街地から 270m 以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- ・次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ◇避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ◇避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ◇避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

※避難路の選定においては、上記 1 の(2)の基準を準用する。

3 避難所の選定基準

- ・原則として、行政区又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

4 埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

[様式]

○緊急通行車両等確認様式

1 緊急通行車両等事前届出書・事前届出済証

この様式は警察署で配布されます

様式第1号 (第3関係) 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 埼玉県公安委員会 殿 届出機関等の所在地 届出機関等の名称 フリガナ 氏名 (電話) 【担当係 氏名】		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 埼玉県公安委員会 印	
番号	第 号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続を受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	1 警報の発令、伝達、避難情報発令 2 消防、水防その他の応急措置 3 被災者の救護、救助、その他保護 4 児童、生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧、整備点検 6 清掃、防疫等保健衛生措置 7 犯罪予防、交通規制、秩序維持 8 緊急輸送、通信確保の措置 9 食糧、医薬品その他の物資の確保 10 放射線量測定、汚染除去措置 11 国民生活安定に関する措置 12 輸送人員、品名() 13 その他()	住所	
使用者	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書に、指定行政機関等が所有する車両の場合はその自動車検査証の写し、指定行政機関等が所有する車両以外の場合は指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書類を添付してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とする。

2 緊急通行車両等確認申請書

様式第3号（第4関係）

年 月 日			
緊急通行車両等確認申請書			
埼玉県公安委員会 殿			
住 所			
申請者 (電話) 氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 1 警報の発令、伝達、避難情報発令 3 被災者の救難、救助、その他保護 5 施設、設備の応急復旧、整備点検 7 犯罪予防、交通規制、秩序維持 9 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 国民生活安定に関する措置 13 その他（ ） </td> <td style="width: 50%; border: none;"> 2 消防、水防その他の応急措置 4 児童、生徒の応急教育 6 清掃、防疫等保護衛生措置 8 緊急輸送、通信確保の措置 10 放射線量測定、汚染除去措置 12 輸送人員、品名（ ） </td> </tr> </table>	1 警報の発令、伝達、避難情報発令 3 被災者の救難、救助、その他保護 5 施設、設備の応急復旧、整備点検 7 犯罪予防、交通規制、秩序維持 9 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 国民生活安定に関する措置 13 その他（ ）	2 消防、水防その他の応急措置 4 児童、生徒の応急教育 6 清掃、防疫等保護衛生措置 8 緊急輸送、通信確保の措置 10 放射線量測定、汚染除去措置 12 輸送人員、品名（ ）
1 警報の発令、伝達、避難情報発令 3 被災者の救難、救助、その他保護 5 施設、設備の応急復旧、整備点検 7 犯罪予防、交通規制、秩序維持 9 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 国民生活安定に関する措置 13 その他（ ）	2 消防、水防その他の応急措置 4 児童、生徒の応急教育 6 清掃、防疫等保護衛生措置 8 緊急輸送、通信確保の措置 10 放射線量測定、汚染除去措置 12 輸送人員、品名（ ）		
使用者	住 所	(電話)	
	氏 名		
通行年月日			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考	事前届出済証 有 (年 第 号) ・ 無		
	緊急通行車両確認証明書 第 号 にて発行		

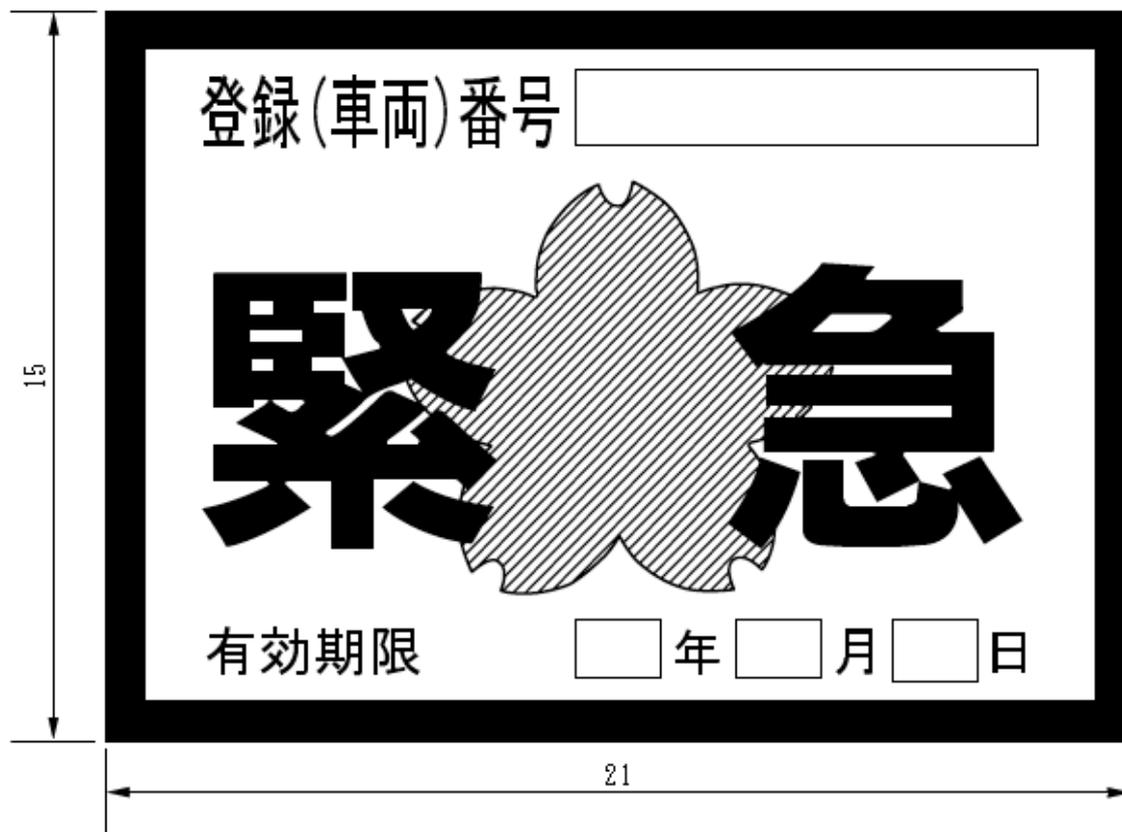
3 緊急通行車両確認証明書

この証明書は、発災時に検問所等で交付されます。

別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		埼玉県公安委員会 	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品 名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

4 緊急通行車両等の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報 (チェックリスト)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	埼玉県
	市町村	
総務省受信者氏名 _____	報告者職名氏名	職名 氏名
災害名 _____ (第 報)		※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的で開催しているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

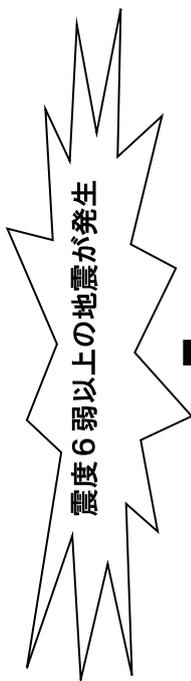
③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

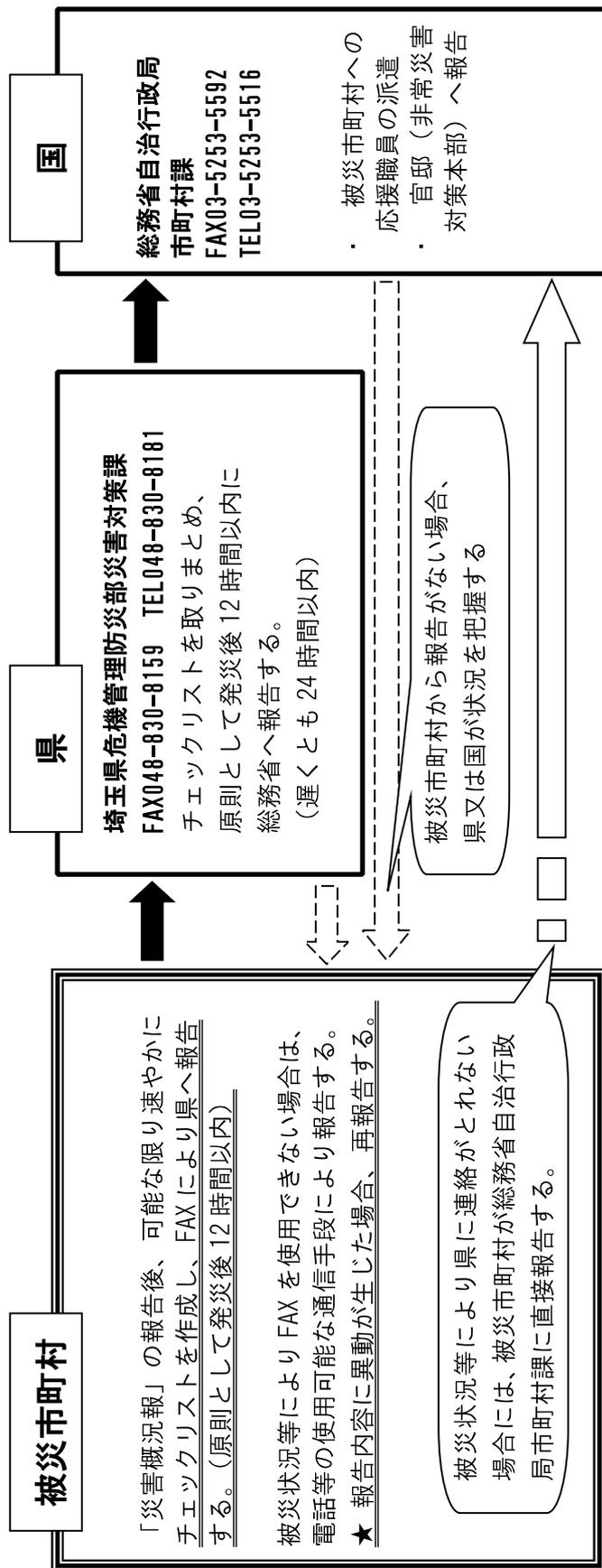
※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

市町村行政機能の確保状況の把握フロー



震度6弱以上の地震が発生

※ 地震以外の災害や、震度6弱未満の地震により被災した市町村であつても、県又は総務省から必要に応じて報告を求められる場合がある。



○罹災証明書

整理番号：

年 月 日

罹災証明申請書

神川町長 あて

申請者 住所
氏名
現在の連絡先

下記事実に相違ないことを証明します。

世帯主住所	
世帯主氏名	
被災原因	年 月 日 の による
被災住宅の所在地	神川町
被災住家等	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家：所有者名） <input type="checkbox"/> 非住家（ ）
被災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
必要理由等	（理由，提出先等）

受付欄			課長	課長補佐	担当者
	本人確認 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	決 裁			

注 被災の程度は、該当するものを☑してください。

整理番号：

罹 災 証 明 書

世帯主住所	神川町大字
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日 の による
被災住宅の所在地	神川町大字
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
罹災種別	
備 考	

○この証明書は、災害救助の一環として応急的な救済を目的に町長が確認できる程度のり災について証明をするものです。

○この証明書は、民事上の権利義務関係の効力を確定させるための証明ではありません。

○「被害の程度」は家屋を対象とし、屋根、壁、構造体等の各部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁や構造体の内部の被害等）がある場合には、この証明書の「被害の程度」と異なることもあります。

○集合住宅等の場合、一棟全体で「被害の程度」を判断しますので、各区画、部屋によっては、この証明書の「被害の程度」と実際の被害状況に差が生じる場合があります。

○この証明書は、災害発生後、おおむね1ヶ月以内の被害状況をもとに判定しています。

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

神川町長

○被害報告様式

様式第1号

発 生 速 報

神 川 町

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

神 川 町

		発 信 者				受 信 者					
災害の種別		発生地域									
被害日時		自 月 日		至 月 日							
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流失・埋没ha			
	行方不明者		人					冠 水ha			
	負傷者	重 傷	人				畑	流失・埋没ha			
		軽 傷	人					冠 水ha			
住家被害	全 壊	(焼)	棟			道路被害	決壊		箇所		
		(流失)	世帯				冠水		箇所		
			人				文教施設		箇所		
	半 壊	(焼)	棟				その他被害	病院		箇所	
			世帯					橋りょう		箇所	
			人					河川		箇所	
	一 部 破 損		棟					砂防		箇所	
			世帯					清掃施設		箇所	
			人					崖くずれ		箇所	
	床 上 浸 水		棟					鉄道不通		箇所	
			世帯					被害船舶		隻	
			人					水道		戸	
床 下 浸 水		棟			電話			回線			
		世帯			電気			戸			
		人			ガス			戸			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等		箇所			
		半壊(焼)	棟			り 災 世 帯 数		世帯			
	その他	全壊(焼)	棟			り 災 者 数		人			
		半壊(焼)	棟			火災発生	建 物		件		
				危 険 物			件				
						そ の 他		件			
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置 (2) 町のとった主な応急措置の状況 (3) 応急要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難情報の発令状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む。)											

様式第3号

被害状況調

神川町

災害の種別		発地域	
被害日時	自	月	日
報告区分	確定		

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流失・埋没ha	
	行方不明者		人			冠水ha	
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没ha	
		軽傷	人			冠水ha	
住家被害	全壊	棟		道路被害	決壊	箇所	
		世帯			冠水	箇所	
		人			文教施設	箇所	
	半壊	棟		その他被害	病院	箇所	
		世帯			橋りょう	箇所	
		人			河川	箇所	
	一部破損	棟			砂防	箇所	
		世帯			清掃施設	箇所	
		人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所	
		世帯			被害船舶	隻	
		人			水道	戸	
床下浸水	棟		電話		回線		
	世帯		電気		戸		
	人		ガス		戸		
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		ブロック塀等	箇所	
		半壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯	
	その他	全壊(焼)	棟		り災者数	人	
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物	件
					危険物	件	
					その他	件	

区分		被害	市 災 町 害 村 対 策 本 部	名称					
公立文教施設	千円			市 災 町 害 村 対 策 本 部	設置				
農林水産施設	千円		解散						
公共土木施設	千円								
その他公共施設	千円								
小計	千円								
公立施設被害 市町村数	団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 数						
その他	農産被害	千円					計 団体		
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
商工被害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体					
その他	千円						消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人				
備考	1 災害発生場所								
	2 災害発生年月日								
	3 災害の種類概況								
	4 消防機関の活動状況								
	5 その他（避難情報の発令状況）								